

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことにします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせします。よろしくお願ひします。

それでは、順番に発言を許可します。

1番、佐藤孝義君の一般質問を許可します。

1番、佐藤孝義君。

上着の脱衣を許可いたします。

〔1番 佐藤孝義君 登壇〕

○1番（佐藤孝義君） 通告に基づきまして、一般質問を行います。

私の質問は只見特産の活用について、3点ほどお聞きいたします。

一つ目は、会社の形態、組織はJA会津よつばの子会社であった時とどう違うのかということを知りたいと思います。

2番目、筆頭株主の取締役として、今後の経営方針と運営の方法についてお伺ひいたします。

3番目は、町の特産品開発には欠かせない会社だと考えるが、販売を通して町のPRにどうつなげるのか、町長の考えをお質ししたいというふうに思います。

一般質問、今日、2日目で、町長のお疲れだとは思いますが、私に感動を与えるような答弁をひとつよろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 1番、佐藤孝義議員のご質問にお答えをいたします。

まず、只見特産株式会社の形態及び組織についてであります。ご承知のとおり、本年4月24日付で、会津よつば農業協同組合が保有する普通株式1,151株を町が取得したことで、町の議決権比率が50パーセントを超えております。このことにより、制度上、取締役の選任・解任や監査役の選任、計算書類の承認、株主総会の普通決議の単独採決等が可能となり、また2分の1以上出資している法人に対しては町長が役員に就任できるなどがありますが、現在のところ会社の形態や組織について大きな変更はありません。

次に、筆頭株主としての今後の経営方針及び運営方法についてであります。只見特産株式会社は雇用の確保、地場産品の活用、商品開発など地域振興を担う企業として大変重要であると認識をしております。4月27日の株主総会におきまして、令和2年度の事業計画として、本年6月から制度化されるふくしまHACCPの導入・取り組みや、売上高の確保と利益率の向上など、6項目の重点目標を含めた計画が承認されておりますので、計画に沿った着実かつ持続的な経営を継続していただきたいと考えております。

次に特産品等の販売を通じた町のPRについてであります。先ほど述べました事業計画の中に、地場農林産物を活用した商品開発への取り組みという目標もございます。こういった取り組みに対して、会津よつば農業協同組合とも連携して支援・活用の方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） とてもあの、感動できる答弁ではなかったなというふうに残念に思います。というのは、この質問、なんでしたかということは、去年、私、道の駅の質問の時に、只見特産の活用という時に、町長はまあ、町で引き受けるか・引き受けないか、あまり、消極的だったなと、そういう意見でございました。餅屋は餅屋に任せるというような答弁だったというふうな、今振り返ってそう思いました。で、今回、町が筆頭株主になるということ承認されまして、私はあの、町長のその変わった理由は、まずどの辺にあるのか、聞いてみ

たいなというふうに思います。あまりあの、積極的でなかった町長が、あえて今回、そういう、こういうことされたということは、私は喜ばしいことだと思って、早くやれという立場でございましたが、その町長の考えが変わられた理由について、まずお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 私は当初から、慎重には扱ってはございましたが、雇用の面と、それから地場産品の開発等の中で、株を取得することについて慎重だったということだけで、しないという方向性ではありませんでした。考え方としては。ただ、その中でJ Aが、ただJ Aの都合で株を放置されるんじゃないかと、J Aが、町が2分の1を取得しても、J Aは特産の運営に協力するという約束といたしますか、そういったところをJ Aと議論をさせていただいたということで、その確約を取りたいということが前段にありました。そういったことで若干、最初から取得について慎重に見えたところではありますが、町としては先ほど申し上げましたように、雇用の面、それと道の駅等の地場産品の新たな特産品の開発等についても視野に入れたうえでは必要だというふうに考えておりましたので、その点はある、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） わかりました。そうであれば、私と意見が一致しますので、よろしいというふうに思います。

それですね、せっかく、こうなったわけですから、ここの答弁ですと、形態や組織も大きな変更はありませんということなんですよ。これではやっぱり困るんじゃないかと。やはりね、これ、積極的に関わって、町が関わって、経営にも関与したり、その地場産品の活用・開発をですね、町が中心となって、優秀な人材送り込んでもですね、開発していくべきではないかなというふうに思うわけですけど、大きな変更はございませんし、最後には会津よつばと連携して支援・活用を検討してまいりますでは、今までと全く変わらない。こういうことではやはり、筆頭株主ですし、今度、役員送り込めるわけですから、その辺の関与の方法の仕方。そしてまた、一応、町長が今度はもう、筆頭株主として、やはりこの会社をどうするかっていう経営方針も運営方策もないでは、また振興公社とか、湯ら里とか、あっちこっちの社長されておりましたが、また同じになっちゃうんじゃないかなと思って非常に心配しているわけですけども、これ、おそらく、町長、これから道の駅考えていらっしゃるん

でしょうから、大事な会社だと思うんですよ。今こそ、今まあ、材料入ってこなくて休業しているような状態みたいですけども、今こそあの、この地場産品を活用した商品開発を今から取り組むべき時期ではないかなというふうに思いますけど、その辺、町長、どう考えていらっしゃるんですか。もう、今までどおり、JA任せ、今の体制で、ズルズルやっていくという考えなんでしょうか。もっと関わってもらいたいと私は思うんですが、全然、この答弁書ではそれが見られないんですけど、その辺もう一度、町長、どう考えていらっしゃるか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 私があの、取締役になりましたのは4月の27日ということで、一応、株主を取得した後、取締役会と申しますか、総会の後に取締役会を開かせていただいて、その中で経営状況と言いますか、特産の場合、前期の場合、若干の黒字で決算を終えております。で、私、4月の27日現在でも、非常にあの、コロナの関係で観光産業が動かないということで、非常に注文が減っているということで、注文のあった製品の製造をしながら、休業と併せて今運営をしていると。ただ、現在、若干、注文数は増えておりますが、新たな形というのが非常に難しい時期なものですから、若干、その時につきましては現体制の取締役の中で、町から私が取締役に入ると。JAが2名。それから従来の取締役、工場のほうからの、工場長と、工場のほうから出ておりましたもう1名の五十嵐さんという方ですが、2名が取締役。合わせて5名。それから町からは監査役として、観光商工課長を推薦ということで選任をさせていただいて、当面、コロナの動向を見ながら経営のほうは進めていくということと、あと町の関与につきましては、この後、工場のほうである程度動き出される想定と併せて、町のほうでも道の駅との絡みもありますので、そういった形で新たな商品化。それから現在、特産のほうで使っているものをどのようにして町として販売の促進を支援していかれるかということも含めて、今後は検討していきたいということで、若干、国内と申しますか、景気が動き出さないと、非常にこの分野につきましては厳しい産業であるということをご理解いただきたいと思います。そういった中で現場のほうでは非常に努力されて、今、少ないながらも注文を取りながらやっているということにつきましてはご理解いただければというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 私もあの、議員になって、監査役をここ4年やりました。で、ある程度、特産の内容はわかっているつもりです。その中で、随分、私、監査の時言ってきたのは、

結局、中国の材料持ってきて、よその会社の加工部分の下請けみたいの会社、ウエイトが非常に大きかった会社でございます。だから、その時から私は言ってきたんですけど、ちょっと、もうちょっと、せつかくこれだけの食品工場が町にあるんだから、やっぱり地元の産品をどれだけ活用してもらえるのか。その率をですね、増やせということを再三言っていました。まあ全然、その気はない。どこかの食品会社の加工工場ということでやってきておりました。原発の騒ぎで、補償金もある程度入ったんで、一応あの、大きな赤字は若干解消したんだろうと思いますが、やはり、これ、只見特産というの、町にとって、これ大事な会社だと思うんですよ。やはり、農協も、JAですけど、JAも会津地区、全部合併されてきて、非常にあの、こういうお荷物のところは離れたがっておりました。ですから、良いチャンスだと思って私は考えていたんです。だけど、やはり、もうちょっとあの、町で主導権を取るような、取って運営するような形にしないと、あの会社も変わっていかないと思うんですよ。で、まあ、人員もそのまま同じ。なんかその、受けるにあたっては、町長がなんか良い考えがあって考えられたのかなと私は思っていたんですけども、そうでもない。ただ、株式の取得を50パーセント以上にするだけのことだったのかなというふうにはしか受け取れないんですけども、どうなんですか。会社自体の内容を変えるような方針はお持ちではないんでしょうか。町長。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 大きな会社の方針変換ということについては、まだ株を取得したばかりですので、今後の課題というふうに私は考えております。ただ、町が新たな形でということと、あそこの雇用体系の中での、それから工場の規模からいうと、ある程度の生産をこなさないと維持できないという根底がございます。ということは、問題は只見町だけでは原料の供給はできないと。その産品によっても違いますが。そういった中では材料の供給についてはJAの力が必要という、その辺のことがJAとの議論の中でもさせていただいたところであります。そういった中で、ただ、あそこの工場のスタイルが、といいますか、今の形で良いのかどうかということも、製品開発の中では相当出てきてまいりますので、ラインをどういうふうに動かして、どういう製品を作って、生産性を上げていかれるかというのは充分議論しなければならないと思います。過去にも、そういった議論は何度かされながら、なかなかうまくいってないということもありますので、過去の経験も踏まえながら、その点については今後、議論をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただき

たいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） その辺は私も4年関わりましたんでわかります。あれだけの設備されているんで、おそらくあの、材料、やはり会津地区全部のやつ持ってきても、山菜なんかは足りないということはわかっておりますが、そのウエイトを少しでもですね、地元の産品を使えるような商品を今こそ開発すべきではないかということ言ってるわけで、今さら、今すぐに、それ変えろという気持ちはまったくありません。せつかく町でそういう株取得されて良い機会ですので、やはり、そのまあ、社長はいらっしゃいますけども、やっぱり株主として言うべきことは言って、変えるべきことは変える。そういう経営方針をですね、ちゃんと現在の社長にお伝えして、もう、ある程度その、会社の中身を根本から変えるようなことをしないと、絶対変わらないと思います。農協でも持て余していた会社ですから、やはりここは、やはり、これ、いつまでたっても農協の言いなり、やりたい、今の方針を継続していつまでもいくべきではないというふうに思うんです。で、町のあの、こういう食品の山菜の加工所なんかも、もう缶詰工場も辞められたりなんかしているところがそっちこっち出てきておまして、そういう場合も特産に持っていけば、地元の産品を加工してもらえるんだというようなこともですね、考えてもらいたい。安く加工してもらえるように、例えばまあ、なめこ作った。山菜採ってきた。だけど保存するのに缶詰にしてもらいたいとか、そういうことをですね、やっぱり町が積極的になって働きかければ良いと思うんですけどね。キムチなんか、秋、白菜、地元のやつ、余ったやつ買って、やってらっしゃったことあります。だから、ああいうことをちょっと進めていけばですね、良い商品が生まれるかもしれませんし、家庭菜園、それから産直やってらっしゃる農家さんで余った材料ですね、そういうやつを有効利用できるんじゃないかなというふうに考えます。そしてまたヒット商品がそこで生まれれば、また今度は農家さんのほうに、その作物をお願いすることだってできるわけですから、俺はそういうことをやっぱり考えてもらいたいなというふうに思うんですよ。そうでないと、なかなか、作るほうも、結構、秋野菜なんかはいっぱい各農家さん、余るほど作られるわけですから、まあ最初は少ないかもしれませんが、なんか良い商品を研究していただいて、余った材料とか、そういうやつで製品になって、1円でも2円でもお金になれば、これは良いかなというふうに思うんで、とにかくあの、そういう面ではあそこの会社を、そういう部門をひとつ創っていただいて、町の持ち込みで、地元の産品を加工してもらえるよう

な、ひとつ体制をとっていただきたいなど、そっちには思うんですよね。今、コロナ、コロナって、これは大変ですけども、今こそ、そういうことをやっぱ、ちょっと、考えておく良い時期だと思うんですよね。ただ休んでいるんじゃないかと、やはり商品の開発とかというのは、こういう時こそやっておくべきじゃないかなというふうに思うんで、もうちょっとあの、せっかく筆頭株主になった会社でございますので、町として関与していってほしいなというふうに、何回も言いますが、お願いしたいというふうに思います。俺だけそう思っているのかもしれませんが、町長はそれ、どうお考えなんでしょうか。このままではまた同じ、ただ全然内容が変わってないんでね、私、ちょっと心配なんです。そうすれば、地元の産品をより多く使えるようなことになれば、雇用の確保だって増えてくるわけですから、なんとか、一番良い方法だと思うんですけど、株取得されたばかりだということでございますので、あまり深く突っ込みたいことはないんですけども、せめて、今度そうなったから、今度は俺が筆頭株主だから、この会社はこうしていくというような答弁をもらいたかったんですけども、大きな変更ありませんという答弁ではまあ、納得しようがないのでやめますけど、やめますけど、真剣に考えていただきたい。やはりね、これ、食品はね、日本の農業というのは基幹産業なわけですよ。これ、やっぱり、ちっちゃい農家でも食っていける術ができる可能性がある秘めた会社なんです。その辺をね、しっかりわかっていただかないとだめだと思うんです。まあ、あの、私の言いたいことはそれだけなんですけど、これでやめますけど、町長、最後に、その意気込みがあらわれるのか・ないのか。秋も控えていますので、バシッと何か打ち上げてくださいよ。それだけお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今回、私が株を取得する中で、只見特産としても過去にフキだとか、それからワラビだとか、いろんな形で地元のところの土地を利用したりということで、相当、研究をしたり取り組んだりしてやってきている経過もお聞きをしました。そういった中で、やはりあの、地場産品の加工について、非常に課題としては価格の問題とか、いろんな形があるということはお話も聞きました。単価をどのようにして抑えるかということ。そういったものも研究しながら、そしてさらに今、その当時とは違い、町のほうでも開発に対していろんな形の補助制度を用意してありますので、そういったものと組み合わせながら、今、特産のほうでも過去からそういった努力をしながら、先ほど言いました大手といたしますか、の受注についての割合は減ってます。それで地元の扱い、特にあの、トマトのジュースはある

程度、好調のようなどころもあるようですので、そういったところをさらに磨き上げながらうまくやっていく形をこれから研究していきたいと。そして今、休んでいる中で、そういった方向性について考えていただくよう、工場長には指示をしておりますので、このコロナの動向と併せながら、どういうふうに戦略でもっていったら良いかということも踏まえて、この後取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくご支援をいただきたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） ありがとうございます。

価格だけの問題では、俺、ないと思うんです。あの工場は。だから、付加価値を付けるという意味で、そういう安っぽい商品じゃなくて、もう名前でするというよな商品の開発。それを是非あの、筆頭株主命令でひとつ進めていってもらいたいというふうに思ひます。

あともう一つは、これは産品のこと言ひましたけど、やっぱり食べ物でも、やっぱりこれ、只見町の、PRできるメインのやつをやっば開発、こういう会社で開発してもらいたいなというふうに思ひます。ということはもう、只見に行けば、それを食えるんだな。食える。そういうやつをやっば開発するの、こういう会社、特産みたいなところに任せるのも良いのかなというふうに思ひます。まあ、例えば、会津地区でいひますと、喜多方ラーメンというのは、ラーメンといひば喜多方というの、それから今、若松あたりのソースかつ丼ですか。そういう只見のブランドを、只見特産みたいなやつに開発させるというのも手だと思ひますよ。だから、それを併せてひとつ、ちょっと、町長のほうから発破かけてもらって、変革していけたら良いなというふうに思ひます。

あとはまあ、細かいことは、委員会、今度、私、経済になりましたので、委員会のほうで細かいことは詰めたいと思ひますので、ひとつ、町長の今日は考えだけお聞きしたかったんで。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 最後に、町長の一言いただきます。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今言われまふこと、まったくもつともだと思ひます。それで、例えばあの、今年4月の取締役の前に、マスクを作れないかとかいう提案をしました。そういうことも時期に応じて対応できるよな会社にもしていく必要もあると思ひますし、それと、一番はやはり、塩蔵施設を持つという一つの大きな力を持てまふので、それをうまく

活用しながら、ある程度、原料を保温しておいて、長期の中でうまく製品を出していけるというスタイルが、循環制度がうまくできれば非常にありがたいなとは思っているんですが、そういったところも踏まえながら現場のほうと協議をして取り組んでいきたいと思っておりますので、是非ご支援をお願いしたいと思っております。

○1番（佐藤孝義君） ありがとうございます。終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、1番、佐藤孝義君の一般質問は終了しました。

続いて、9番、三瓶良一君の一般質問を許可します。

9番、三瓶良一君。

〔9番 三瓶良一君 登壇〕

○9番（三瓶良一君） 一般質問を行わせていただきます。

質問に先立って、資料の配付をしたいと思うんですが。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○9番（三瓶良一君） 第1番に、只見高校の振興対策について質問いたします。今年の只見高校の新入生は27名と聞いております。高校存続の危険ラインにきていると感じております。只見町にとりまして只見高校の存続意義は極めて大きいものであります。唯一の地元校である只見高校が県立高校として維持されるために山村教育留学制度を導入し、学級定員を40名から35名に引き下げてもらった経過もあるわけでありまして。令和2年度から1学年2学級70人から、1学年1学級40人となり、地域協働推進校と位置付けられましたが、町は高校側とどのような協議をされておりますか。少なくとも1学級定員40人以上の新入生が希望し、入学できる高校となるように努めてほしいと思っております。県教育委員会の考え方、方針を踏まえた町の考え方と対策について、町長のお考えをお伺いいたします。

2番目に、JR只見線全線開通に向けての利用率向上対策及び只見駅・塩沢駅のあり方についてお伺いをいたします。JR只見線只見・会津川口間は平成23年7月の福島・新潟豪雨災害により不通となりました。沿線の住民団体や国会議員、県・市町村、商工会等の熱意によって再開通の運びに至ったことは喜ばしい限りでございます。上下分離方式ではありませんが、鉄道軌道整備法が改正され、国の支援も可能となった経過も特筆すべきものであらうと思っております。県及び会津17町村の負担金も合意されました。したがって、利用率を高め、地域振興や地域住民の利便性を高める必要があると考えております。以下の事項について町

長の考えをお伺いいたします。1番目、只見駅・会津若松駅を2時間程度で運行できるようになれば、通院等の乗車客は必ず増えます。列車の交換場所を設ければ待ち時間は解消されると考えます。この対策を求めていただきたいというふうに思います。二つ目に、只見駅をホームの最短地点に移設し、会津田島駅のように待ち時間の休憩や物産販売、食事もできるステーション・プラザ型の駅舎にされてはどうかと思うわけですが、このことについてもお伺いいたします。3番目に、塩沢駅のことではありますが、塩沢駅を河井継之助記念館前に移設する。以上の3点を復旧工事中という今のこのチャンスを逃すことのないようにして取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 9番、三瓶良一議員のご質問にお答えをいたします。

まず、只見高校につきましては、様々な陳情、要望活動を行いました。県立高校改革の一環として、令和2年度からの1学級40人本校化が正式決定されましたことは議員お質しのおりであります。これと同時に県内に6校ある地域協働推進校の1校に位置付けられましたので、コミュニティスクールを導入するとともに、高校での学びを通じた地域づくりの視点を踏まえながら、地域と協働した学校づくりを推進し、地域創生の核となる人材育成に努めることとなります。既に高校と町教育委員会の協議は始まっており、地域に開かれた学校を目指すための組織体制、活動内容、学習内容等を検討しております。コミュニティスクールの立ち上げは令和3年4月に予定されており、今年度はその準備期間となりますので、高校との連携を更に深めながら、支援を継続してまいります。また、入学生の増加策についてであります。町内の児童生徒の減少傾向が深刻化しており、生徒増は難しい状況にありますが、山村教育留学生の募集活動を強化しながら、魅力ある只見高校の発信と入学生の獲得に努めてまいります。中でも現在の只見中学校2年生が40名おりますので、その学年が入学する令和4年度には40名を超える入学者を目指してまいります。県の教育委員会におきましても、40名を超える入学希望者があった場合は定員枠の柔軟な対応をする旨の方針を示されておりますので、今後も地域の実情を踏まえた学校運営への理解が図られ、対策が講じられるよう、県教委に働きかけてまいります。

次に、JR只見線全線開通に向けての利用率向上対策及び只見駅・塩沢駅のあり方について

てであります。はじめに、只見駅・会津若松駅間を2時間程度で運行するための対策についてであります。三瓶議員がおっしゃるとおり、只見駅・会津若松駅間を2時間でつなぐダイヤ改正ができれば、生活路線としての町民の利便性向上や乗車数増に寄与するものと考えます。一方で、県で策定された只見線利活用計画では、県・沿線市町村・地域住民が足並みをそろえ、観光路線、目指せ海の五能線、山の只見線プロジェクトを中心として取組んでいくこととしており、その中には停車時の駅滞在やビュースポットでの減速など、ゆっくりと景観を堪能していただく取組みなどにより利用率向上を図ることとしております。こういったことから、沿線自治体等の只見線利活用推進に関わる関係者との合意形成やJRとの技術的問題なども含め、生活路線としての役割を十分踏まえ、話題に上げての検討が必要と考えます。

次に、只見駅をホームの最短地点に移設したステーションプラザ型駅舎についての提案であります。駅舎の複合施設化については、JR只見線内においては過去に金山町の会津川口駅において、駅舎・JA・郵便局の合築がそれぞれの負担により実施された事例がございます。現在の只見駅舎は観光案内等を目的に町がJRから一部を借受け、観光まちづくり協会で利用しているところであります。只見駅前の地権者はJRと只見町に分かれており、その整理のため現在、用地取得に向けた協議を進めております。また、駅前周辺については、道の駅の設置位置を駅前庁舎周辺と定め、基本計画策定作業を進めており、提案のあったステーションプラザと機能が重複することから、連携を含めて双方の役割の検討が必要かと思えます。いずれにしても、只見駅舎のホームの最短地点への移設はJRとの協議が必要になりますので、まずは駅前用地の取得協議を進めながら、その上で最短地点の改札等についても検討してまいります。

次に塩沢駅の移設についてであります。かねてより県只見線再開準備室を通じ協議を進めており、本年2月にJRと直接協議を行なったところがございます。その結果として、可能性調査や設計等に時間がかかるため、通常5年から10年の計画とされているものであり、2・3年後の復旧と合わせて完了することは相当難しいこと、現地においては町道との高低差が大きく、ホームへの誘導対策として必須であるバリアフリー化を進めるため、町道改良等も併せて検討しなければならないこと、新駅の建設には5億程度、周辺整備も含めて20億程度の費用がかかる例があることなどが確認されました。また、現駅舎の設置位置は塩沢・十島地区のみならず寄岩地区住民の利便性も考慮された結果とのことであり、周辺住民の利

便性・必要性なども考慮しなければならないことなどもわかってまいりました。このことから只見線再開通に合わせた移設は非常に難しい状況にあります。引き続き検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 只見高校は町にとって唯一の歴史のある地元高校であります。朝日診療所、そしてJR只見線や、その他のいろいろなものもありますけれども、やっぱり町を構成する、基礎的で、本当に大切な、そういう施設であります。したがってこの、今まで只見高校については山村留学制度を導入して35人制度に定員も減らしていただいたと、こういう経過があるわけでありまして、ここにきていきなり40名と。そして1学級ということになってしまったわけでありまして、なんだかこの、高校の整理統合の匂いがするような感じがしてならないわけでありまして。まあ、町長のお話によりますと、1学級40名。それを超えれば複式クラス、複数クラスですか、2学級制も夢ではないというようなお話もありましたが、どうも、そういうことよりも、高校を統合していくんでないかなと。よその高校と統合されていくんでないかなと。というような感じがしてならないわけでありまして。そこで、この只見っていうところは、田島から約1時間。会津宮下までも約1時間。八十里が抜けたとしても三条まで1時間。そういう、このどうしようもない環境にあるわけでありましてから、これはやっぱり、どうしても残していかなければならない。コミュニティースクールとか何とかって、そういうこともあります。これはよくわからないんですよ。私は。どういうことなんでしょう。そして、このコミュニティースクールなんて言っておられますが、この地域協働というのはいったい何をもって協働というふうに言われているのか。その辺のことについてお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） 只見高校が只見にとって、本当にあの、地域の人材育成の拠点ということで大変重要な役割を果たしているということで、昨年も一昨年も、町長や議長さんと連携しながら要望してまいりました。まずあの、平成14年度から只見高校と川口高校と南会津高校が本来ならば40人学級というのが普通だったんですが、地域の特殊性を鑑みて、35人2クラスということが認められた経緯があります。で、その後、また県立高校の、先ほど整理統合というお話がありましたが、適切な規模が一学年4から6学級という、本当に

あの、大きな規模を示されました。で、適切と言いながら、やはり高校の整理統合というようなことは見えておりますので、本当に地域の特殊性、重要性ということを県にはわかっていただいて、なんとか2クラス70人の学級を維持したいということで要望を進めてまいりました。ところが、それが叶わず、川口高校は既に平成30年に1クラス40人学級で整理されました。只見高校と南会津高校は2クラスで70人定員ということが令和元年までは続いてきましたが、令和2年のその県立高校の改革、前期実施計画の中で只見高校は1クラス40人で残ることができました。それで2クラス70名定員というのとはなくなりました。で、1クラス40名でも、やはり只見高校はその地域における重要性と重大性と、そして地域の大きな、県立高校でありながら大きな支援があって、県のほうでもそれを認めているということで残していただいたというふうに思っております。先ほど、その残る、今回の改革の中で、それぞれの高校が使命を負いました。只見高校の使命が、只見地域協働推進校という形でミッションを負ったんですが、その地域協働推進校というのは地域の担い手として、地域の力を借りながら、地域に開かれた学校として魅力ある学校をつくってほしいというような中身であります。実際にあの、今年度、前年度からちょっと動き始めてきてはいるんですが、地域の力を借りながら小中学校で行ってきた、その持続可能な地域の担い手を育てる教育という、ESD只見学というのを高校にも入れてもらいたいということで、少しずつカリキュラムを変えてきていただいています。で、今年度、高校のほうでも、本当に地域に開かれた学校にしたいということで、いろいろなことで協力してもらっています。町の塾も学校の中に入ることができます。今年度から。そして、授業の中にも地域おこし協力隊が入って、一緒に地域と連携しながら、地域の方の、ブナセンターとか、会津工場とか、ねっかとか、そういう地域の方の人材、その力をお借りしながら、自分達の地域の課題を見つけたり、自分達の生き方に繋げていくような学習を深めてまいります。で、6月17日に初めて高校のほうで授業研究会を公開いたしますので、見に来ていただければと思います。そのようなことで地域と連携して、そして魅力化を図ると。そしてこのような、主体的な子供達の学習する態度を育てるということは、子供達の学力向上にも繋がりますので、本当にあの、只見高校の魅力化ということについては大きな進歩があるのではないかなというふうに思っております。で、1クラス40名定員ということになりますと、国のその標準校の中では教員定数がだいぶ減ってしまうわけなんですけど、県のほうでも標準校どおりにはしないようにするというので約束をいただいておりますが、これからも議会とか町、町長とかと協力しながら要

望を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 今年の春からの初めての取り組み、制度替えになったわけですが、ここでお伺いしたいのは、学校の教職員というのは、このために減ったのか。増えたのか。どういうふうに教職員の数は変わっているのか。その点をひとつお伺いしたいと思います。

それから山村留学生なんですが、この山村留学生はもうこれで限界だというふうに町は感じておられるのか。もっと、宣伝の仕方によっては、もっと山村留学生も増えてくるのかなというふうな感触をもっておられるのか。その辺はどういうふうに捉えておられるのか。この2点についてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） まず1点目の教職員の定数でございますが、2クラス70名定員の時には14名の定員でありました。それが標準校の定員です。で、1クラスになりますと7名ということになります。しかし、今年、実施されたんですが、減っているというところはなく、常勤講師の方も入れると15名を配置していただきました。で、県独自で配置していただくというふうになる部分が出てきますが、その7名ということにはならないように、これからも要望を続けていきたいと思えます。県独自で加配とか、適正な配置、1クラスにしたからやっぱり教育の質が低下したというようなことにはしませんというような回答をいただいておりますので、県独自の教員を配置していただけるようにこれからも努力していきたいと思えます。

あともう1点ですが、山村教育留学制度についてですが、これからも本当にあの、可能性があると、大きいというふうに考えております。募集の活動については、いろいろ反省をしながら進めているところでございます。まず1点目は、やはり地元の中学生と違って、その実態というか、それが、ある程度その、申告書とか、そういうもので判断するしかないというところがありまして、去年から面接試験を行うようにしました。その中では子供達のその只見高校に来て、自分の力を試したい。自立して自分を成長させたいというような、本当に意気込みを感じることができました。中には親を説得して只見高校に来ることができるようになりましたという子もいます。そういうようなことで、只見で学びたい、只見高校で学び

たいという、そういう意識の高い生徒をまた募集していきたいなど、募集できるようにいろいろなことを考えていかなければと思っております。で、今までのそのチラシとか、学校訪問とか、そういうところで募集してきたものに加えまして、全国的な地域教育魅力化プラットフォームというところに参加しまして、東京の大きな会場の中で学校説明会を行うというようなことを計画しております。今年はこのコロナ感染の状況の中で、それが実際に、その場に集まってというのができずに、オンラインで募集活動をやるといような形で進むこととなりますが、本当に募集活動についても充実した取り組みができるように、只見高校の魅力が発信できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 只見高校に関しましては、町は本当に今までいろいろ、微に入り細にわたって支援もしてきたという歴史があるわけであります。そこでまたお伺いしますが、その山村留学生が、この地元に着して、ここに就職するといような、そういう例は今までどのぐらいあったのか。そして、あるいは結婚して、ここに、只見の人になった人、そういった人の例はどのぐらいあるのか。そのことについてもお伺いしたいと思います。

それから、もう一つお伺いしますが、段々段々、子供の数が減ってくるのが今のこの世の中の時世ですから、これ減ってくるのはやむを得ないとしても、昔、私は議員の時、北海道の町村立の高校の実態調査をさせてもらったことがあります。これは本当に道立高校から、市町村立高校になると、市町村の負担がもう大変な負担になってしまふ。学校の先生の人件費だけでもまいてしまうような、そういうような状態になりますから、この只見高校を絶対なくしてもらっては困ると。そしてこれは県立高校で維持していくと。そのためのあらゆる努力を講じてもらいたいと思うわけであります。これは参考までに申し上げておきますが。そういう状況の中での只見高校であります。大変ご苦労されていることはよくわかりますが、この地元の今度、担い手をおつくりになると、そういう方針が今説明あったわけでありますが、そうだとすると、やっぱりその、地元の受け入れ態勢、そして地元の後継者となって、ここでやっぱり次の地域を担っていくと、そういう計画は、やっぱり町にもなければならぬと。町になければ、やっぱりこれ、どうしようもないわけでありますから、その辺は、もうそういうことはスタートはしているわけですから、もう検討が始まっているのかなと思っております。もし検討されているようだったら、実態をご説明いただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） まず1点目は、山村教育留学生がどの程度定着しているかというようなお話でした。実際、私が知っている限りでは、一人、役場に採用されて、採用していただいた子供がいて、今、町民生活課のほうで頑張っております。只見高校を卒業する時に、本当に只見高校でお世話になったこと、町の方々からお世話になったことなどを忘れず、次のところで頑張っていきますというような話はしていくんですが、それも一つの、その子にとっての、大きな学習というか、成長だったのかなというふうに思っております。で、今年の3年生の中で只見町に就職したいという生徒がおります。で、保護者も一緒に移住してきたいなというような、あと募集活動も、一緒に活動する時がありましたら一緒に行かせていただいで、只見高校をPRしたいと思っておりますということをおっしゃって下さる方もいらっしゃるので、ちょっと今年も期待したいなというふうに考えております。で、只見高校の校長先生にも、役場とか、地元就職する子供達が増えるようにという、進路の選択肢の一つとして考えられるような職場体験とか、そういうお話をさせていただいたりしているところがございます。町長のほうからも、校長先生のほうに話をしたりしておりますので期待しているところがございます。ただあの、只見高校の高校生が、一旦、ほかに出て、大学等出たり、あと専門学校等出たりして、また違う職業に就いたりして、故郷のことを考えて、そして故郷に貢献したいというふうに思う、そういう気持ちを育てたいなというふうに考えておりますので、一旦離れても、また戻ってくるというような生徒もいると思っておりますので、そういうところにも期待していただければと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 今、朝日診療所の看護師の問題。そして、介護士の問題なんかも、もう人材不足になってきたと。そういうその、次の時代を背負ってくる、そういう人達を育ててもらいたいと。そのためには、やっぱり高校だけでそういう進路指導はできるわけでありませんから、やっぱり、そういう気持ち、心、それをその小さい時からやっぱり、教育していくということがどうしても必要。やっぱり小学校・中学校・高校、全部連携した中で、地域課題というものも、ちゃんときちっと教えて、教育して、連携をとっていただきたいというふうに思います。

それから最後にもう一つお伺いしますが、これはあの、この群馬県の利根村というところ

に、沼田高校の利根分校というのがありました。しかし、それが生徒数が少ないので廃止になってしまった。ところが、当時の廃止になった後の知事さんが、ここで高校教育できないなんておかしいぞということで、今度は尾瀬高校という名前に名前を変えて、そして独立校として県立高校を創りました。もう、これはご存じだと思いますが。そして、ここの中で、人気のある科は自然環境科なんです。自然環境科には、地元の生徒はとても競争が激しくて入れない。東京とか、横浜とか、あるいは中部地方。そういうところから来る人たちがあって、みんな取られてしまう。地元の子供は、生徒はなかなか学力の関係で普通科にしか入れないと。大変な人気のある実業科を設置してやっておられると。これはまったく廃校になった後ですから。私は只見高校も、そういうその、人気のある、生徒数がちゃんときちっと確保できて、そして就職にも何にも有利な、そういう科を導入されてはどうかなど。それがやっぱり高校の振興に繋がるだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） 本当に子供達の興味を…

○9番（三瓶良一君） 教育長でなくて、町長にお答えいただきたいと思いますが。政治判断の問題ですから。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今申し上げておりますようなことを、地域協議会の中で、新たな組織の中で議論をしたりして、その新たに出た1校1学級の只見高校の新たなスタートをしていくというようなことが今、議論に入っているところです。そういった中で、先ほど教育長も申し上げました、小中のほうで、只見町の場合はESDを進めております。そして、父兄の中からも、それを高校まで存続させていただきたいという意見もあります。そういったものを踏まえながら、只見高校の今後のあり方について議論をしていくと。それに対して、町が絡んでいる振興対策会議のほうからも3名の委員を選出するというような構成になる形で協議会ができるということですので、そういったところで、今ご提案のあったようなことも踏まえて意見を申し上げ、只見高校が素晴らしい高校になるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 町長にくれぐれも申し上げますが、議論のための議論に終わらないように、ひとつやっていただきたいというふうに思ひます。必ず成果が出るようによろしくお

願いたいと思います。

次に、JR只見線の問題であります。今、資料をお手元にお配りさせていただきましたが、これはあの、バスに転換した場合の図面であります。イメージ図であります。これは今の駅の向こうに、昔、貨物のためのプラットホームがありました。木材をそこから貨車に積んでいたわけではありますが、貨車の高さと同じプラットホームです。ところがあれがもう、貨車輸送なんていうことはなくなりましたから、あれがいなくなると。あの地域を、いらないところを活用させてもらえば、これは只見の駅舎ここに移せるなど。そして、この駅舎に休憩所や、あるいは物産を販売できるようなところがあれば、これは本当に名実ともに、小出から会津若松までの135.2キロですか、この長い只見線の只見駅、只見線の只見駅、相応しいものができると思いますが、これの検討に何年もかかるということには、ちょっと私は驚きました。もう、すぐやってもらいたい。すぐできるんですよ。政治の問題ですから。昔、只見で、山岳競技、国体がありましたけれども、その時、越後の向こうのスノーシェットの（聴き取り不能）が倒れてしまったと。どこに陳情しても2年はかかります。そういうふうにおっしゃいました。ところが、入広瀬の村長さん。あの人が建設大臣と掛け合ったら2ヶ月でできてしまったと。まあ、そういうわけですから。役人任せにしたり、JRの官僚任せにすると、こういうことにしかなりません。だから、これは政治的な問題として、やっぱりあの、政治の問題ですから。やっぱり有力な県知事あるいは代議士。そういった先生。会津若松は勿論ですけど、会津若松の市長さん、そういった人達と連携をとりながら、この用地問題を解決して、そして只見線として本当に利用しやすい駅にしてもらいたい。これがあの、このターミナルのところを駅舎になれば、それは可能だと思います。是非お願いをしたいと思います。

それから2番目の問題であります。これはあの、どうしてもこれね、観光路線だけではこの只見線はどうにもこうにもなりません。やっぱり日常生活。それとの関係で考えてもらいたい。日常生活って、一番利用する人は、会津若松の医者通いの人なんですよ。今。そういう人達がちゃんとあの、時間に行って、またちゃんときちっと帰ってこれると。一番安心できるのは鉄道なんです。鉄道がないと、本当に困ってしまう。これができれば只見と川口間のバス路線は廃止になるわけでありますから。本当、困りますよ。これ。だからその、住民の利便性というものを、まず、どうしても考えてもらいたい。あと特別列車を乗り入れてくれるとか、SL運行してくれるとか、そういう観光的な面だったらば、ゆっくり走っても

らって結構なんですよ。ところが、医者時間に、病院の時間に間に合わせんなんねえ人に、ゆっくりやられたんでは、とつても、これ、どうしようもありません。生活路線とはもう関係なくなってしまうから、その点は政治の問題ですから、町長、しっかり取り組んでいただきたい。

それからもう一つの塩沢駅の問題であります。河井記念館前に移設すると。私もあそこ、何回も行って、地元の人と視ました。そうすると、地元の人のお話ですと、ちょっと傾斜がついてるから、この傾斜というものが問題なんだということを地元の人には言われるわけなんです、そお大きな傾斜ではありませんから、この工事中の中で、そこさえ解決すれば、あそこにプラットホームをつくるというのはそんな面倒くさいものではない。そして、あそこから階段つくるなんていうことも、これも面倒くさい問題ではない。まあ、バリアフリーなんていうこと持ちだしてしまえば、これはだめですよ。しかし、バリアフリーなんてことでなくて、一般の健常者が観光に来られるということになってくると、本当にインパクトが大きい。これは是非やっていただきたいと。そして、寄岩の問題、十島の問題というものも話されましたが、寄岩の人も、仮に自動車で行って、今の駅のところだったら、車停めるところないんですよ。あれは農道ですから。やっぱり車停めるところは、あの川のほうに出っ張ったところに駐車場があるわけですから、あそこに車を止めれば、すぐ汽車に乗れると。かえって便利になるんです。だからもう時代が変わっているんですから、そういうことを地元の人に話してみたら、私の得た感触というのは町長とはまるっきり反対の感触です。だから、これはそんな反対のための理屈というふうにはしか私には受け止められませんが、それはあの、前に進めていくと。町の観光を進めていくと。そして、そのためには政治的な力をもっと十分に発揮していくんだと。特にあの、塩沢なんていう、十島なんていうところは、滝ダムで大変な目にあっているわけでありまして。まあ昔、田子倉ダムのイメージで、皆さん考えておられたようですが、実際はまるっきり違ったと。そして、移転地も用意していただけない。何も用意していただけない。ただ電発に印鑑をついたら補償金が入って、それで終わりというようなことだったそうです。だから、あそこの地域というのは、やっぱり町が政策的に相当力を入れて、地域振興に努力をしなければならぬところだなと私はそういうふう思うわけですが、この河井記念館というインパクトのある観光施設でありますから、是非ともそこは前向きに捉えて取り組んでいただきたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 鉄道につきましては、JRが民営化になった後、非常にあの、政治力だけではいけないというものが一つございます。それと、ほとんどが地元負担で改修されているという状況が例としてはあるようですので、非常に財政負担が伴ってまいります。それと、協議の期間が長いという、非常にあの、スムーズに進まないといえますか、そういったところの課題もありますので、たしかにあの、おっしゃられる気持ちはわかります。ただ、そういった中で現在は、まず9年前に災害で不通となりました只見・川口間の復旧。今日も新聞等では遅れる話も出ております。そういった中でなんとか、まず再開通が最優先というふうに考えております。そういった中でただ今話がありました塩沢駅、それから只見駅の件についても、他の議員の方からも多くのご意見をいただいております中で、先ほど答弁いたしましたように、県の対策室を通じたり、直接、JRのほうにお願いをしたりして、いろんな形で調査をしてきた経過がありますが、なかなか細部のところまでは詰まらないというところが非常にありまして、そういったところについては、尚あの、政治の力もお借りしながらも鋭意努力はしていきたいと思っておりますが、お話のようにすぐに前に進むという状況でないということだけのご理解ちょっといただきたいと思うんです。それほどJRを動かすには厳しさがあるということをご理解いただければというふうに思いますが、地域の実情もあります。それと只見駅につきましてはJRの所有で、塩沢駅につきましては県が管理で、JRに管理を委託する施設ということになりますので、それぞれ違ってまいります。ただ、全ては最終的にはJRのほうに、その考え方がいくということがありますので、その点も踏まえながら今後、ご意見をいただいた内容についても、県のほうとお話をしながら議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 役員のサイド、JRの官僚サイドの話では、もうこれはまったく前に進みません。やっぱり政治の問題ですから。いっぺんに、仙台のJR東北支社なんかに行けば、これはもう一発でダメ。これはもう、次期、JRの大幹部になるような人達。そして、執行役員の人達があそこに来ているんですから。あそこはもう、あそこだとか、新潟支社というのは、昔、私も行ったことがあります。頭から断られます。しかし、地元のことに對して、地元の立場でよく考えてくれるのは、この会津では会津若松、基幹駅であります会津若松。そして、福島営業所ですね。こういうところ、本当に良く対応してくれる。只見線廃止の話なんかも、昔から何回も起こっては消え、起こっては消えてきたんですが、そうい

うその、状態を見ると、やっぱり下から積み上げていって、そして、会津若松の市長は勿論のこと、この沿線の首長さん、そして住民の皆さん、そして県知事、そして国会議員の皆さんのお力を借りて、そしてやらなければ政治的な問題は解決しません。如何せん、只見は政治の光を求めてなければやっていけないところですから。その点を町長、よく頭に入れて認識されて、そして取り組んでいければ、今言った私の提案したことなんか、必ず前に進むと思いますよ。これ、できないことを最初に出してしまえば何もできません。やっぱり可能性を追求していく。それが一番大事であります。是非とも、これも只見町の活性化にもう欠かせない問題でありますから、町長、政治生命をかけるぐらいのつもりで取り組んでいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今の件につきましては、先ほどらい、今までも取り組んでまいりましたが、ただ今提案のございました政治の利用も含めまして、可能性のあるように追及していくという努力をしていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番（三瓶良一君） 終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、9番、三瓶良一君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議します。

再開は、午後の再開は1時ちょうどとします。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時00分

○議長（大塚純一郎君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

3番、酒井右一君の一般質問を許可します。

3番、酒井右一君。

〔3番 酒井右一君 登壇〕

○3番（酒井右一君） 通告に基づきまして、3番、酒井右一、一般質問を行います。

一つとして、診療所、医療政策の関係ですが、町民の健康と医療を健全な形で維持するた

めの医療政策にかける理念を町長に伺います。健全なる精神は健全なる身体に宿るということを言われた昔の人もあります。まちづくりにおいては、地域住民が健全な精神と体を維持することが大切であるということは言うまでもありません。町民の健康、地域の健康と医療を健全な形で維持するために、菅家町長はどのような理念を持ち、どのように自らの医療政策、これを具体化したいかお伺いたします。

二つとして、今般、施行されました働き方改革関連法の施行を受けて、朝日診療所職員の身分や待遇はどのように改善されたかということでもあります。法令では町職員任用に際し、人気の定めのない職員、つまり正職員と会計年度任用職員の採用基準は明確であるが、診療所看護師などの採用の場合、会計年度任用職員に適用される基準に照らすと会計年度任用職員としての採用では説明がつかないのではないかと考えます。任期の定めのない職員、つまり正職員として採用すべきではないか、町長のお考えを伺います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 3番、酒井右一議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、町民の健康と医療を健全な形で維持するために、どのような理念を持ち、医療政策を具体化したいかについてであります。本町の立地条件は過疎・中山間地域、そして特別豪雪地帯であります。このような立地条件の中で求められる医療政策は、生活に根ざしたかかりつけ医を中心とした初期診療などの一次医療であると考えております。私は医療と教育は地域振興の土台だと考えています。特に医療は町民の暮らしを支えると同時に、他の産業発展のためにも欠かすことのできない基盤であると考えています。医療政策として、まずは不足している医療人材を確保し、従来の医療体制に戻していくことを最優先に取り組んでおります。そのうえで持続可能な運営ができるよう検討を進めてまいります。

二つ目のご質問にお答えをいたします。働き方改革関連法の施行を受け、朝日診療所職員の身分や待遇の改善についてのご質問であります。臨時職員から会計年度任用職員となり、期末手当支給や休暇制度等において従来よりも改善されたものと考えております。朝日診療所では、昨年度に臨時職員として雇用しておりました職種の方々を、今年度から会計年度任用職員として雇用いたしました。看護師については2名を会計年度任用職員として雇用しております。また、6月1日付で任期の定めのない看護師を1名採用しており、引き続き任期の定めのない職員を採用するため、現在も募集をしております。今後も看護師確保のため、

継続的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 私、なかなか難しい問題でして、私もよくわからないで聞いているお恥ずかしい状態ではあります。

まず確認したいことが1点ありますが、1点目の質問の答弁の中段ほどにあります、かかりつけ医を中心とした初期診療などの一次医療と考えると、こう書いてありますが、ここで使われておられる初期診療、一次医療、かかりつけ医。これは正確にお話になれば、どういうことでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 従来、朝日診療所の場合、第一次診療という言い方をして整備とか運営をしてまいりました。ということは、専門の先生方が、それぞれの手術やいろんな次、二次の判断、治療を行うには、その体制が整っていないということがひとつあります。そういった中で、常にかかりつけ医として診療を受けていただいて、その変化や緊急に伴っては二次医療、それから三次医療のほうに紹介をして輸送していただいて、それぞれの医療を受けていただくという体制をとるということで従来も進めてまいりましたので、そういう形でいきたいというふうに考えております。ただ、現在は一次診療としても体制が整っているというわけではありませんので、そういったことを整うように努力していきたいという考え方でございます。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） そうしますと、これ、返事、はい・そうでない、で結構ですが、ここで表現されておられるかかりつけ医あるいは初期診療あるいは一次医療。このキーワードから察するに、今、厚生労働省で予算付けをされておったり、新たな分野として認知されておる、あるいは文献なども出ております地域総合医療、地域総合診療科また外国語でいうとプライマリケアと、そういう概念でよろしいかお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 総合診療という名につきましては最近出てきたというふうに、まだあの、一般の方々には馴染みが浅いのではないかなというふうに思います。過去には一次診療という言葉を使わせていただいたというふうに理解しておりますので、いずれあの、厚生労

働省のほうも、そういった形で総合診療の、診療医の育成といったところを育てていただいているといたしますか、初期診療のあり方について充分議論されているようですので、そこについては国の方針に基づいて進められていく中での受入れはしていきたいというふうにしております。ですから、現在、内部的にもその総合診療という名について理解は充分にしてきているというふうに私は思っております。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） それで、おそらく良いんだと思います。これは2018年の11月28日に、朝日診療所の所長である若山隆先生の文書であります。この中にあの、地域総合医療、つまり家庭医療の福島医大の教授であります葛西教授の論文を引用した部分がありますが、概ね、そのような内容になってますので、そういう認識で進めていきたいと思えます。

まず第1番目の質問として聞いたのは、勿論あの、今、町長、お答えになったこの内容で非常に満足するものでありますが、ただ、学術的だとか、何に出てる、これに出てるのか、出典を問題にしているのではなくて、政治家、菅家三雄町長さんとしては、つまり、ここに、答弁書に書かれておる、このような地域における医療。これについて、どのような形であれば良いのか。菅家町長がイメージされておる、ここで暮らしていくうえでの必要な医療。こうあれば良いなど、イメージで結構ですので聞かせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 朝日診療所のイメージとしては、前からもございます。朝日診療所の場合、合併以降、いろんな形で場所も変わったりしながら、そして、北里大学等、いろんな大学等のご支援をいただきながら進んできたという、非常に不安定な医療体制できたということが想定しております。そういった中で、いかに安定的な形で初期診療を受け入れて、そして、この地域で安全安心な形で過ごしていただくということを優先にするには、一定の医師と看護師については最低限必要というふうに思っております。そういった中で、いかにしてその医師と看護師を確保するか。それについては医大、それから福島県、その他の医療機関等について、常にあの、お願いと連携を図りながら体制を進めていく必要があるということでもまいりました。ただ、県に対しては若干、現在の体制の中では限界があるということも、まあ承知しております。そういった中で、頼るばかりでなく、独自でも募集はしていかなきゃならないという判断をさせていただいて、それで今回、医師、看護師についても独自の募

集方法で対応させていただき、さらにそれで集まるということでも、望みが一つでも叶えばありがたいんですが、叶わない場合も想定されますので、従来どおりに県なり、それから医大なりをお願いをしていくことは継続していきたいというふうに考えまして、今対応しているところです。常に安定した形の体制で診療を受けられるところをひとつの基本として現在は取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） まず、町長の医療政策としては、診療所、仮に診療所としますが、地域のいろいろな拠点である医療機関を大切にしていくと。なくてはならないものであると。なければ地域が成り立たないほど大切なものであるというふうに受け取りましたし、聞こえましたので、これはありがたいと思います。もとより医療機関というのは、医師の先生だけでは成り立ちません。そこには検査技師も必要ですし、あるいは介護士の方も必要ですし、医師、医療を支える医療スタッフの方が大切であります。医師は勿論のこと、これら医療スタッフ、特に看護師さんがいなければ、これ、医師だけではどうにもありません。この、特に町が設けておる国保朝日診療所のスタッフの待遇改善については、この後でさらに詳しく申し上げますが、将来、3年・5年・10年というスパンの中で、いわゆる任期の定めのない職員として、例外を除くとしても、そういった条件に合わない人は除くとしても、同一職場同一労働という原則に立って、任期のない雇用の正職員とされる。そういう考えはお持ちですか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 任期の定めのない職員ということにつきましては、正規職員という考え方かと思いますが、条例上で、ある一定の、診療所、19床を持つ診療所の中での職員体制の基本。これはございます。そういった中で、あとその職員については、結婚やそれから出産等で休暇。それからいろんな形で休みとかということに対して、代替の人をお願いしたりということと任期付の方をお願いをするという、その施設を運営する中での対応は当然出てまいりますので、そういった範囲内の中での任期の定めのないといいますか、正規職員、それから臨時、従来でいう臨時的職員の雇用、任期の定めのあるといいますか、任期付の方の雇用ということを組み合わせながら、今後もやっていく必要はあるというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番(酒井右一君) 町長、変なこと言われますが、これは平成30年の11月1日現在で、診療所条例第9条に係る各局、医局、薬局というか、事務局というか、における今後5年間の人員の配置計画というのが議会に出されております。これを見ますと、わかりやすくお話しすれば、看護師についてはずっと14名必要だと、こう書いてありますが、これは看護師でありますから、看護師という同一業務に対して(聴き取り不能)数でありますから、職種に違いはないので、これが正職員の数だというふうに理解しております。こういうものが出ておりますが、町長の今の答弁はこれとは少し違うようですが、正式な書面として出ている、この人員配置計画。勿論、この配置計画は定年退職される。雇用される。順送りにいって、常時、14名の看護師さんがいるという、そういう想定という説明でありましたが、この資料が存在すること自体は町長、ご存知ですか。

○議長(大塚純一郎君) 菅家町長。

○町長(菅家三雄君) その資料は承知しております。それで14名というものは、数字につきましては、正規職員とそれを補佐する、今で言う、任期の定めのある看護師が含まれているというふうに私は理解をしております。

○議長(大塚純一郎君) 酒井右一君。

○3番(酒井右一君) 議論のために議論になりやすいので、注意してお話しますが、ここの中には看護師14名。それを補佐する方、看護補助員3名と、こう書いてあります。私が申し上げておるのは、看護師という方、確固たる看護師です。補佐する立場ではないです。当時の説明もそうでした。この看護師の業務を補助するために看護補助をされる方が3名必要だという内容になっております。そうしますと、町長の今の説明では、この14名の中に看護師を補助する方がおるといふふうに聞こえますが、これと少し違うというのはそういうことを言ってるわけですが、この点のねじれについてはどうお考えになっておられますか。

○議長(大塚純一郎君) 菅家町長。

○町長(菅家三雄君) 看護師14名の中については看護資格を持つ人の考え方でございます。看護助手というのは、方3名になっておりますのは、これは入院の患者さんを看護師の補助をするという意味で、入院のほうを担当するといえますか、そういったところと私は認識をしております。

○議長(大塚純一郎君) 酒井右一君。

○3番(酒井右一君) 本題ではありませんので、この問題についてはここでやめたいと思

ますが、ただ、これについては、古い話ですが、平成29年の6月28日付の、これ総務省自治行政局からの通知であります。会計年度任用職員に適用される基準という中で、本来は任期のない職員として採用されるべきであると、こう書いておられます。一般的に考えまして、使われるほうは、使われるほうはって変な言い方ですが、そこで働く方は、そこで差別を受けたという感覚に陥るということになれば、非常にその、町に対する信頼感あるいは仕事に対する熱意。そういったものにも相当影響される。ひいては町長がおっしゃる、地域において欠かすことのできない医療機関だということと齟齬が生じてくるんではあるまいかと。率直にそう考えるわけであります。

この問題、またこの後でやることにして、次の話であります。今般、再三その、新型コロナウイルス感染症というものが出現しまして、医療のあり方が、日本全国、世界中、大きく変わったんだと思いますが、このことについては町長はどういうふうに捉えていらっしゃいますか。医療のあり方について。感染症に、コロナ、強力な感染症に対して、これまでの医療のあり方と、それからその後のあり方についてどう考えておられるかお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 新型コロナウイルスにつきましては、体制、各国の体制も相当違っているところもあるという中で、日本の場合、国が一つの宣言をして、それに従い、県が動く。で、県の宣言に従いまして、町が、市町村が動くという中で、その市町村の中に朝日診療所あるんですが、医師との懇談の中でも随分議論はございました。それで、現在、4月以降、南会津病院、宮下病院、それから朝日診療所の中で医師が、常勤医師が引き揚げられるという体制がある中で、非常にその新型コロナに対する医療体制について不安な現場の声は重々承知をしている中で、診療所だけでそれは判断はできないということが一つあります。それで、まずあの、福島県、国もそうですが、保健所を通すという一つのルールを作っております。そういった中で、保健所を通じて、それから県が指示をする中で、まずは南会津病院、この辺、南会津地区では二次医療という立場の施設のほうに県のほうは優先されると思います。ただ、そういった中で、今、朝日診療所は応援医師でもっているところがございませう。そういったところの応援医師の派遣についても影響は出てくるというふうに考えておりますので、そういった中で、ただ、常勤医2名の医師の中で、なんとかこの只見地域の医療を守っていくということはしっかりやっていく必要がある。そういった意味では、逆にコロナの感染症が地域の人に大きな不安が出ているところがありますので、診療所は診療所なり

の医療の仕方といいますか、そこをどういうふうにしかりとやっていくかということで、現在、内部のほうでも議論をしております。それと、夜勤、夜間の救急等、受入れができないという環境の中で、一応、不安があるということである程度、薬だけの方については電話でも診療するというようなことも取り入れながら、医療は守っていくということで現在やっております。それで、この地域でそういった患者が多く発生した場合、朝日診療所の扱いもまた、ここは違ってくると思いますが、その点については県それから主治医のほうと相談をしながら、新たな形の対応をしていく必要があるというふうにコロナについては考えているところであります。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 町長の話は、国・県がこうだ・ああだという話以前に、感染症、病気なんていうのは、国が法律つくったらなくなるものでも何でもありません。やはり、その地域を統治する行政のトップが、こうあるべきだという考え方を持たなければ、いや、国から何も言ってこねえからわかんねえでは済まないことでもあります。そこで政策的に町長たる立場でどう考えるかをお伺いしているわけでもあります。たしかに今、町長の発言の中で、朝日診療所なりのという発言がありました。この朝日診療所なりの新型コロナウイルス、コロナに限らず、いっぱい出てくるでしょう。これから。おそらく。朝日診療所なりの、これに対処する方針を町長の頭の中にあるものを言葉に出していただきたいが、お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 私はあの、朝日診療所は地域の医療と同時に、あそこにある福祉の里、福祉施設が129床の施設、それから診療所は入院の施設19床もっております。そこも守らなければなりません。ということは、患者を安易に、全てを受け入れるということは、私は現状では不可能だと思っております。ということは、それがかえって住民に不安を与えます。そこは県がしっかりとした形で支援をしていただくのが、コロナに関してはそういうふうにもっていくのが筋だと思っております。それで県は他の議員の質問にもございましたように、救急車を保健所に配置したり、広域消防との連携をとったりして輸送手段等を考えて、その専門の医療機関に患者さんを輸送するというような体制をとろうとしておられます。ということは、今の診療所ではそういった形を受け入れる環境にはないという、私には考え方がありますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。どのようにして専門の機関に行っていただいて、診察を受けていただき、早期に治っていただくことを望んでいくという

のが私の考え方であります。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 袖手したくありませんが、朝日診療所で受入れできない状況であると。県なり国の指示に従うと。さしあたって今、俺、そうでねえがな、俺、死ぬかもしれねえなと思っている人にとってみて、はたしてそういった答弁で納得できるものかどうか。これはあの、この一国一城、只見町を統治する大きな役目を持った方は、もう少し深刻に考えていただきたいと思うのが私の率直な町長に対するお願いであります。

質問を変えますが、町長、ご存じでしょうが、つい3月に、これあの、若山隆先生から出たものではありませんが、広報ただみに、令和2年度の朝日診療所の医療体制縮小に関するご報告ということで、4月から2名になると。これは家に届いたのが3月の17日でした。この情報から後すぐに、診療所の体制が今の体制になったわけであります。誠にもって摩訶不思議な状態で、何故こうなったのか。こういうことができるのであれば、なにも、当局も議会も、2年も3年にも亘って努力をしてきた。しかし叶わなかった。何故こういうことができたのか。ご説明願いたい。

○議長（大塚純一郎君） 朝日診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 3月17日の、2名体制になっての診療所の体制に、これからの受け入れ態勢等についてのお知らせの記事だと思いますけれども、その後、言われているのは、要するに応援医師を5名。そして、出向の看護師を1名確保して、4月から診療にあたりますという記事が出たと。その間の期間が、短い間になったのが不思議だということでございますけれども、要するに、その5名の応援医師、そして出向の看護師の確保するための交渉にあたってまして、確実な情報でお知らせする時期が、そういったタイミングになってしまったということで、まずは議会、委員会等でも早く、その現状についてお知らせしてほしいということがありましたので、まずその広報ただみの記事になりますけれども、そちらのほうの記事が出て、そして整った段階でお知らせばんのほうで応援医師と出向看護師の確保ということで掲載したということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 今日、この結果を見れば、勿論、当時の議長であれ、当時の副議長であれ、議会全員が、俗っぽく言えば本気の騒ぎで頼んでも、こういう記事になったわけです。まあ、一年・二年、努力をしてきましたが、急転直下、こういうふうになると。誰に頼めば

こういうことになるのか。やはり医師なんていうのは、なんていうのは、と言うのは失礼ですが、お医者様あるいは看護師様。これらは公募、いわゆる先ほど町長が説明されました、自ら募集をして、自ら確保する方法もありましようが、人脈なり、いわゆるその、繋がりの中でみつけて、信頼のおけるお医者さんが来ていただくことが一番であります。この、こういう1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月の間に、看護師はみつかる。医師はみつかる。こういうことができるのであれば、何故もっと早くこういうことをして、安定した医療スタッフを確保できなかったのか。非常にここが、私としては、一町民としても、議会議員としても、理解できないところなんです。結果だけ見れば、結果だけ見ればですよ、ここだけ切り取ってマスコミ報道されると困りますが、この令和2年度の診療所の医療体制縮小に関する。これは間違っていたじゃないですか。誰に、どう頼めばできたのか。町長も、我々も、直前まで町長は（聴き取り不能）答弁に対して、いや、県の人事がこうなってっから、こうなんだ。できねえんだ。そういう言い方に終始しましたが、あの時点でこういうことがあったはずですよ。今この話を聞けば。何故こういうふうになったのか。重ねてお伺いします。これは町民にとってもものすごい恐怖であったとともに、不安だったということはおわかりでしょう。救急はなくなり、入院ができなくなり、医者がいなくなる。医療崩壊ですよ。この説明をきちんとされなければ、公募が良いのか。人脈を頼って医師を見つけたら良いのか。大きな選択ですよ。こういうその、人脈なり、その脈筋を使って、信頼できる医師を確保できれば、これに越したことはないはずですから、この辺は町長が地域医療にかける熱意と共に語っていただきたい。この中身をわかるように喋っていただきたい。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 診療所の医師の問題につきましては、1月といいますか、前年から特別委員会ができている時代から、いろんな形で要望をしまりました。そして、今年度の当初の中で、なかなか県のほうの発表がないということで、ギリギリまで県のほうは発表いたしませんでした。そういった中で、前議長も含めながら、何度となく県のほうにはお願いをしまりました。そうした結果が常勤医の派遣が吸い上げられるという形は内面的には見えてきました。ただ、その後に派遣していただく医師についてはほとんど情報がありませんでした。ただ、陰で県のほうも努力をされているということはわかります。ただ、派遣は厳しいということについては意見はいただいておりますので、何度となく真剣にお願いをしまりました。で、最終的に3月に、その派遣というやり方で、県なり、それから他の

医療機関のほうから支援をしていただきました。南会津病院の院長につきましては、松枝岐に新しい医師が就きましたので、只見に週1日だけでも応援したいという、厳しい中でも来ていただくという、そういった私的に来ていただける先生も出てきたという中で、ギリギリに決まったと。それで、これはあくまでも安定した派遣ではありませんので、あくまでも応援という形で、契約に基づく支援でございますので、安定した形の常勤医を確保する、していかねばならないというのは課題は残っているわけです。それを今しっかりした形でやりたいというのが私の考え方でございます。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 先ほど示しました、町長側からの資料による医師数4名。特別委員会で結論したのも4名。その後、町長に確認もしておりますが4名。これが理想的な形であるというふうに承知をしております。そうした中で、暫定的に今年限り、この若山先生、森先生、星先生、佐竹先生、鶴山先生、平野先生、森園先生。これが3月31日になると、もういらっしゃらなくなる。応募される医師は一人だと。そして、森先生も若山先生も、もう長いですから、その先はなかなかわからないところがあります。来年度以降、この体制を持続できるように、勿論、努力もされているでしょうが、現時点で来年度以降、この体制を持続していただけますか。どうですか。勿論、新規に自前の医師採用ということもありますよ。採用と派遣とわけが違いますから、派遣される側、雇用される側。これは当然、その後の処遇も違ってきますので、とにかく我々地域に暮らす住民は、お医者さんがいない、看護師がいないために医療が機能しない。これは一日たりともあってはならないことなので、町長に来年の4月1日以降の、こうした内容も含めて、看護師、医師不在にならない。これは確約していただきたい。いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 現在の不安定な体制の解消に向けて全力投球をしていくという、それだけしか現在は申し上げられません。そのように努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 町長、医療というその、体をつくる、心をつくる、医療という中には口腔、つまり歯科も当然入っているということによろしいですか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 診療所の体制の中にはそのように、歯科も入っているというふうに理

解をしております。

○3番（酒井右一君） 体制じゃなくて、町長の医療のイメージの中ですよ。

○町長（菅家三雄君） 当然、総体的な健康、町内、町内といいますか、健康をつくるうえで、歯科は非常に大切です。そういったことも健康づくりの中には充分入っているというふうに理解はしております。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 冒頭に質問しました、町長の地域医療にかける、総合医療にかけるイメージ。哲学といいたまいますか、理念といいたまいますか。それは歯の健康、体の健康、精神面の健康、全部ひっくるめて、それは理想的な医療を施せるという答弁であるということ承知してよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 健康に関しては、当然、そのように歯科も入りますし、そういったところも提供はしていくという努力はしていく必要はあります。と思っております。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 町長自身がそう思われておるという理解をいたします。

これから話す話は、ちょっと時間が足りなくなりましたが、昨日あの、大変興味深い質問と答弁がありました。間接民主制の件であります。町長答弁のとおり二元代表制。議員は特別職公務員であり、町長もそうであります。選挙を経て二元代表として活動しております。しかも、わが町は通年議会をとっておりますので、常に開会中の議員として我々は緊張を強いられております。したがって、開会中の、議会開会中の議会議員というのは、勿論、厳しい制約もありますが、強い権限も持っております。休会中の議員ではありません。なので、つまり、昨日、当局側から間接民主主義と二元代表制出ましたので、念頭にこれからの質問に答えていただきたい。何故こんなことを申し上げますかといいますと、当然、守秘義務もある中で、情報の出所に圧力をかけたり、そういったことはしてはならないと、今朝も基準監督署に電話をかけて聞いたところ、そう言っておられました。

一般論ではなくて個別の論議をしますが、個人を特定できるかもしれませんが、お互い、先ほど申し上げましたとおり、議員と町長、特別職公務員として、また政治家として、良識を持って話したいものであります。先般、診療所の歯科医師と少しお話をする機会を偶然得まして、こういうことをおっしゃっておられました。人間の体、健康を語るうえで、まず、

何はともあれ歯の健康は欠かせない。エネルギーの入り口でありますよと。歯は、つまり幼少期から、乳歯の段階から、一貫したケアが、その後のその人の健康を大きく左右するということをおっしゃっていました。まあ、非常に感銘を受けた話として、この啓蒙、歯が大切だよという啓蒙については、歯科医師自身が情熱を持って当たらなければならないと言っておられました。そして、医療に従事される医者として、まあ、いろいろ聞いて、省略しますが、深い見識をお持ちでした。何を言いたいかという、先般あの、文書質問で取り寄せた歯科医師と町の業務委託契約を分析してみました。当局、文書を作成した側ですから、一番よくわかりでしょうが、この委託契約書は、雇用、派遣、委託、いろいろ（聴き取り不能）形ありますが、労使間の雇用契約に近いものだなという印象を受けました。こうした歯科医さんには、大変その、将来について、大きな影響力もお持ちになっておりますし、家庭もお持ちでございます。雇用契約のような委託契約ではなくて、この只見町に大規模農家をやっている旦那さん、それから将来を嘱望される子供さん、これが離散されるようなことのないように、それは手続きはあるでしょう。これを委託ではなくて、雇用契約に基づく雇用にしてはいかがというふうに思うわけですが、町長、いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 朝日診療所の場合に歯科につきましては、従来、委託契約というやり方の契約で勤めていただいていた経緯がございます。ということは、当時、お医者さんと歯科の場合の公募の仕方、歯科は公募をするとすぐに集まるというひとつのことがございました。そういったことと、診療所の経営体質の中で、歯科に頼っているという分が非常にあったということは事実であります。医療のほうでは赤字でも、歯科で経営を立て直すというような収支の問題も当時ございました。そういった経過できた中で、現在の朝日診療所があるわけですが、現在もその歯科を正式な雇用ということが、診療所の体制の整った中では検討していく必要があるかと思うんですが、今のところ、まだ体制が整わない中で契約を、委託契約で更新していただけるものであれば、それはお話しの中で継続をしていきたいというふうに考えているところです。それと、先生とも何度か、お話もさせていただいて、今年度については、一応、委託契約でいいという最終的な判断をしていただいたというふうに私は理解しておりますし、それから、先生の診療に対するといいますか、考え方もいろいろとお聞きをしまして、そこは理解はできると。ただ、行政が運営している施設だから収支は考える必要はないというような意見もお持ちのところもありました。そこは違いますよと。両

方きちんとやっていただくのが、やはり経営のあり方じゃないでしょうか。経営者としての考え方も持っていただくようなことも視野に入れていただきたいという、こんな小さな話から、いろんなことで議論をさせていただいた中で、現在の委託契約という形になっております。ただあの、はたして、それで良いかどうかということについては、今後も検討していく必要はありますし、今の診療所の体制がある程度、方向性がつく段階で、その辺についても検討はしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 町長はたしか、過去2回、委託契約にあたって、委託契約書見ないで契約をされた、というような、これ特別委員会の時の調査ですから、間違っていればお許し願いたいですが、いずれにしても、医療がそれほど大事だと。勿論、私もそれほど大事だと思ってますし、皆さん、大事だと思ってます。であれば、やはり、身分と待遇については、まず安定をして、そこから健全な診療所、医療機関をつくり、その健全な医療機関から健全な精神と肉体を持った町民が続々と育って行って、レインボープランでも何でも活躍できる。そういう地域づくり、人材づくりを望みたいと、そういうふうに思いますが、基本的にこの考えは、町長と、私と、合致していますかどうか。そして、私としても、今後、これについては継続して質問してまいりたいところですが、基本的に町長の考え方と私の考え方、幹の部分で違いますか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 私はあの、診療所の運営の中で、従来のな、全てあの、正規職員というのではなくて委託できるところ、雇用形態いくつかの中で、従来も経営の、基本的な経営の中で、そういったものを理念に持ちながらやってきて、歴代の町長もやってきております。それを今、継承しているところですが、そういった中で、雇用のあり方について、どういうふうにしたら、全てを正規にするというやり方が良いのかどうかということについても、しっかりとそこは踏まえていきたいというふうに考えております。ということは、ある程度、説明を図れるといたしますか、ただ、現実的に今、歯科医の場合は、正規にしたほうが安いかもしれません。それはやってみたいとわかりません。選択肢の話ではないです。そこはあの、公募をかけたり、いろんな形がありますが、従来の形が良いのかどうかということは、それぞれ、先生対雇用者との話し合いの中でもございます。ですから、ここでお話しできない分もたくさん、それは出てまいりますので、その点をご理解いただきたいと思います。特定

な形でできる、人を想定しながら話をすることについては、課題を残す場合がありますので、そういったことはご理解いただきたいと思いますが、総体的な形での話し合いをこの場はさせていただきたいと思います。それで、いずれ委託のままでいったら良いのかどうかという最終的な判断については、この後していかなければならないと思っておりますが、今、年度内、また先生ともいろんな形でお話し合いをしながら、その方向付けはしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） まあ、なんとか、良い人材から良い人材が生まれますので、人材を大切にさせていただきたいと思います。この問題については、またこの後で質問したいと思えます。

時間がありませんが、一つ、端的に、これ時間みて、これだけしかありませんから、会計年度任用職員に適用される基準ということではありますが、この先ほど申し上げた通達の中に、重要な点、二つあるようですね。一つはあの、従事する業務の性質。これを要件にしておるようです。ですから、従事する要件、従事する業務の質、性質。これが同じであれば同じくしなければならないと、こう労働関係法の中では書いてありますし、先ほど申し上げた総務省の通知の中でも同じようなことを言ってます。あとは時間の制限のようです。これからしてみると、看護師さんは、主に正職員と同じ業務に従事される職であるようです。従事する業務の性質に違いがない。私も個人的な案件で診療所に1ヶ月ばかり通いましたが、何ら、格差のない仕事をされておりますが、ここで冒頭の質問に戻りますが、何故、看護師、これに正職員と、会計年度任用職員と、さらにフルパートと、何故こう、分けるかと。明確な自治行政局通知もあり、労働関係法でもそう規定しておりますが、この点、この格差について何故なのか。もう少しあの、こういう書いたものに沿ってお答え願いたい。こうしたい、ああしたいではなくて、遵法精神を持ってお答え願いたい。

○議長（大塚純一郎君） 朝日診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 文書の要求がございましたものに回答いたしましたところの資料に基づきまして、朝日診療所の看護師の中で会計年度任用職員が2名おります。その方はどのような方かということでお話したいと思えますけども、1名は、高齢でいらっしゃると思いますので、70歳を過ぎていらっしゃると思いますので、正職員ということの形での任用はなかなか難しい。もう1名の方は、週に、1週間に8時間ということで短期の、パート的な雇

用でいらっしゃるので会計年度任用職員ということで雇用しております。答弁書にもございますが、町といたしましては正職員での看護師、任期の定めのない看護師を早く採用したいというふうに考えて取り組んでおりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 質問を残してしまいましたが、次回に送りたいと思います。尚、申し上げますが、平成19年から、医科のうち外科、外来、入院、歯科と、全部比較した表、私、決算書から拾って持っております。歯科が一番安定しております。このことだけは、大変優秀な理念をお持ちの歯科医さん。腕も良い。新規の予約は2・3週間待ちだそうですよ。これをちゃんとした処遇をしない手はないのではないかと。ちゃんとした処遇というのは採用が良いのか。委託のままで良いのか。委託のままで良いのであれば、雇用契約書のような委託書ではなくて、きちんとした委託をされるべきではないかなと申し上げて質問を終わります。答弁があればお聞きします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） いろんな形で検討をさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） これで、3番、酒井右一君の一般質問は終了しました。

続いて、7番、中野大徳君の一般質問を許可します。

7番、中野大徳君。

〔7番 中野大徳君 登壇〕

○7番（中野大徳君） それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問事項。1、只見駅前通り及び旧役場庁舎跡地の整備計画についてであります。現在、旧役場庁舎の解体工事も終了し、耐震をクリアしていた一部庁舎を残して、その跡地は更地となっております。JR只見線の全線運行再開、国道289号全線開通を控え、町のアンテナショップ、情報発信となる道の駅の整備は必要不可欠であり、急務と考えています。次の事項についてお伺いいたします。1としまして、仮称道の駅只見の進捗状況をお伺いします。2番目に、駅前通りの道路拡張について、拡張工事の時期をお伺いします。3、旧役場庁舎跡地と駅前通りを含めた駅前一帯の将来に向けた考えをお伺いします。4番目、道の駅や役場庁舎等の機能を併せた複合施設として建設する考えはあるかどうかお伺いします。5番目としまして、道の駅の建設場所としてスペースが狭いと考えられることから、現在の旧役場庁舎跡地を含め、もっと広く土地を確保する考えはあるかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 7番、中野大徳議員のご質問にお答えをいたします。

まず、道の駅の進捗状況についてであります。ご承知のとおり、昨年、道の駅基本構想を策定し、これを基に現在、基本計画の策定に着手しているところでありますが、新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言及び県の緊急事態措置等の影響により、新潟県に事務所がある計画支援事業者が来町することができないため、基礎データの収集と関係機関との連絡調整など、電話・メール等でできるところから検討を進めております。また広報だみ5月号において、道の駅基本構想の概要を町民に周知したところであります。しかし、計画検討の根幹となる道の駅検討委員会において県外有識者等の招聘も検討していたことから、町内外関係者・有識者を交えた検討が進んでいない状況であります。今般、国・県措置が段階的緩和となってまいりましたので、早急に道の駅検討委員会を組織すべく、作業を進めているところであります。

次に、駅前通りの道路拡張工事の時期についてのご質問にお答えをいたします。只見駅前から只見駐在所までの区間は国道289号田中工区として道路改良が県事業で進められております。駅前通りの道路改良は本計画区間でも優先して工事を実施してもらうよう県に要望し、昨年度から駅前通りの工事が着手されております。今年度も駅前通りの道路改良工事の実施が計画されておりますが、なお引き続き事業の推進を県に要望してまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

3点目の旧役場庁舎跡地と駅前通りを含めた駅前一体の将来に向けた考えであります。まず、旧役場庁舎跡地につきましては、本年度の施政方針において道の駅整備を現在の駅前庁舎周辺としたところであり、今般進めております道の駅基本計画の策定にあたって、旧役場跡地、駅前広場、JR只見駅との連携も含めて検討を進めてまいります。また、駅前通りにつきましては、こういった検討に併せて、地元商店や商工会等と議論を深めてまいりたいと考えております。

4点目の道の駅や役場庁舎等の機能を併せた複合施設として建設する考えはあるかについてであります。現在のところ、役場庁舎という高度の公共性やセキュリティ、災害時の中核施設としての機能が必要となる施設と、道の駅という不特定多数の来訪者を対象とした地

域振興施設が並立し効果を出すことは難しいのではないかと考えておりますが、なお道の駅検討委員会において議論いただきたいと考えております。

5点目の道の駅の建設場所として広く土地を確保する必要性についてであります。現在、道の駅基本計画の策定において、来訪者数や利用予測等に基づいた必要施設の検討を行っております。また、将来的な拡張も含めた土地利用についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 中野大徳君。

○7番（中野大徳君） ありがとうございます。

先般の広報ただみの5月号に、詳しくといたしますか、策定に着手というタイトルで見せていただきました。その中にですね、全体スケジュール、四角く囲って載っております。まず基本構想・基本計画の策定。基本計画及び実施設計の作成。法令に基づく調査等、工事開始とあります。これ、スケジュールですから、これ、ある程度の時系列。これ、入れてもらうことはできないでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 時系列でといったようなところでご質問がございました。道の駅基本構想、昨年9月に策定をさせていただいております。その事業スケジュールという中では、令和2年度、なんとか基本計画のほうの策定を完了し、令和3年度に整備計画の策定。また併せて管理運営計画の策定を進めてまいります。で、用地買収等々の協議も2年度・3年度続けてまいりまして、県との協議を経て、令和4年度、なんとか工事が着工し、5年度中には完成をしたいといったようなことで基本構想のほうでスケジュール間を出しております。

○議長（大塚純一郎君） 中野大徳君。

○7番（中野大徳君） できれば、これに、そこまであるのであれば、印刷してほしかったなと思われました。今の説明ですと、4年着工の5年中には完成させたいと。で、質問の中に、その駅前通りの拡幅工事。これと、どちらが早いんですか。同時ですか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 駅前通りの道路拡幅工事に関しての、まずご説明でございますが、町長答弁にもありましたように、昨年より駅前通りの拡幅工事は着手されておりました。

て、現在あの、沿線の支障物件、住宅移転等の用地交渉が進められておりますので、その状況を見て、予算の付き具合ですが、工事が進められるものだというふうに考えてございます。尚、駅前通りに関しましては、既に設計、工事はできておりますので、その設計内容については観光商工課にも情報共有をさせていただいておりますので、それに合わせた道路拡幅工事と道の駅の齟齬がないように計画がされるものというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 連絡を密に取り合っ、それなりのものができると思いますけども、道の駅、全国にいっぱいありますが、やっぱり、特徴がないと、どうしても普通の通り一遍の道の駅になってしまうのかなというふうに思います。例えば、あそこに建てるのであれば、向きから考えていかなければならないなど。これはある人、言っていましたけども、只見線が開通すれば、今日の新聞では少し遅れるような話も、新聞報道がありましたけども、まあ、いずれ、SLとかも、イベントなんかでは走るようになると思います。で、SLの転回場があそこにはあるんですね。これはあの、マニアにとっては非常に、その目玉といいますか、例えば道の駅からその機関車の転回場が見える道の駅。これは結構、ほかにはない、ほかの道の駅にはない場所だと思っています。まあ、そういったものを目玉にしても良いのかなと、そういうふうに考えたものですから、一言、言わせていただきました。

それから2番目にですね、まずその、連携を、は無理だというふうに考えていると。災害時の中核施設としての機能が必要となる施設と、不特定多数の人が集まる。これは難しいと考えておりますが、という回答であります。が、皆さん、ご存じだと思いますけど、あの湯川の道の駅。あそこは、実は道の駅のほかに、二つの名前があります。一つは人の駅。もう一つは川の駅。表だって出ているのが道の駅です。その人の駅という、付いている由来。といいますか、それは防災拠点の機能もあそこにはあると。いざ水害または地震の場合に、あそこには、まず水害の場合には排水ポンプ車が備え付けてあります。それから夜間照明の設備も車庫にはしまっていてあります。それから、もう一つの名前の由来は、あそこは裏おりますと、水と親しむ、水、まあ立地条件もありますけども、あそこで水と親しむような設備も整っており、当然、裏にはヘリコプターも降りられるようになっております。将来的に、あの雨堤、この暫定移転、完了して、あそこが防災拠点となり、今も災害があれば、あそこは防災拠点となります。であるならば、私は今考えていらっしゃる道の駅に、もう一つ、コンセプトを加えて、防災拠点となり得る道の駅を目指したらいかがだと思います。あそ

こには防災本部に当然なります。それから今度、造ろうとする道の駅に、例えば非常用の水、食糧、そういったものを当然備え付けて、そして、第二次の避難場所として大きな駐車場もできるでしょうから、ヘリコプターも降りられるぐらいの駐車場になります。そういった防災拠点という機能を一緒にできないかなと、そういった意味で、将来的にあそこは只見町の防災拠点に当然なるように、ならなきゃならない場所ですから、そういうふうにしていけば、これはほかの道の駅とは、私はかなり、只見らしいとはあれですけども、もう災害は必ず、水害、この先、頻繁に起こりますので、これは提案ですけども、そういった只見らしい、只見に適した道の駅を複合化させるということを提案しますが、いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ご提案ありがとうございます。

実は基本構想の前段としましての、観光開発審議会の審議の中でも防災機能の導入という部分につきましてかなりの議論を闘わせたところでございます。その中でもやはり地域防災計画がございまして。その地域防災計画の中では只見地区の避難所は振興センターといったようなことで、今設定をされておまして、そういったところと町民の皆さんがどちらに行っているのかわからなくなるようなことはしないでいただきたいといったようなご発言もございました。まあ、そういった意味も含めましてではあります。今般の基本構想の中では、やはり災害が発生したら、まず道の駅へ行くという道路利用者のコンセンサスといいますか、常識的な位置づけとしての道の駅の存在意義といったところもございまして、この辺も含めまして、地域防災計画等に基づいた地域防災拠点としてのあり方、道の駅のあり方。また物資が途絶えたときの物資提供のあり方。こういったものを検討するといったようなことで記載させていただいておりますので、ただ今のご意見も含めて計画の中で検討させていただければというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 場所的には、まず駅に近いと。そして、防災拠点になり得る。こういった、今度、あの場所は私はほかの道の駅とは、やはり、ああ、只見の道の駅はちょっと違うなというような、これはアピールする、本当に良い場所であると思っておりますし、ほかから、例えば只見線で来た時も、もう、そこへ行けば只見の全てが分かる。お土産も買える。尚且つ、防災拠点にもなっておるということであれば、私はこれは全国の道の駅を調べてみても、それだけ整っているような道の駅はないんじゃないかなというふうに思っております。ほか

の町にあるから、只見だけなんでねえんだ、只見だけ（聴き取り不能）と、せっかくみんなの道の駅を調査して建てられるわけですから、やっぱり、まあ、建物を華美にしろとか、そういう意味でなくて、内容がしっかりした道の駅を建設してほしいと思っています。

それから、機関車が通れるかどうかは僕はよくはわかりませんが、只見線に関しては、遅れるかもしれないけど、可能性があるという記事でしたけども、各集落、沿線集落でも、開通に備えたではありませんが、そういったボランティアの人達が車窓から見えるところ、例えば叶津ですと、土手あるんですけども、よく絵を描く方が、そこから見えるところに、今年は草刈りをして、来年、菜の花の種を撒いて、黄色になるような、そういったボランティアも出てきてます。そして、今日の一面に、あれだけでかく、遅れる可能性があるという事は、逆に言うと、それだけ皆さんが関心を持っているという表れですから、沿線市町村が只見線の全線開通に期待している表れだと思います。そういったことで、慎重かつ迅速且つ内容の充実した道の駅を求めて質問は終わります。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 道の駅の計画につきましては、多くの皆さんが期待しているところもございませう。ただ今のご意見も充分参考にしながら、良い道の駅を造るよう努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） これで、7番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

続いて、10番、齋藤邦夫君の一般質問を許可します。

10番、齋藤邦夫君。

〔10番 齋藤邦夫君 登壇〕

○10番（齋藤邦夫君） それでは、通告に基づきまして、次の2点について一般質問を行います。

一つとして、菅家町政の重点課題と施策並びに成果についてでございますが、菅家町長は町の重点課題として、一つ、人口減少対策。一つ、産業振興対策。また一つとして地域づくり。町長就任以来、毎年の施政方針に掲げ、取り組まれておりますが、特筆できる施策と成果についてお尋ねをいたします。

二つ目といたしまして、高齢者が安心して生活できる環境づくりについてであります。本町の高齢化率は47パーセントに達し、老々介護や高齢者の独り暮らしなどの現状を考え、

さらなる介護福祉施設の必要性和環境づくりが急務であると考えます。高齢者の生活は、冬期間の雪との闘いが最大の試練であり、親戚や集落機能の弱体化が進み、集落など地域社会の支援にも限界があります。したがって、町においてさらなるきめ細かな対策が望まれると考えます。ついては、次について町長の考えを伺います。一つとして、高齢者のための集合住宅や居住棟の建設の必要性について。二つ目には、通年配食サービスの導入について。高齢者の皆さんは日々、食材購入あるいは調理等にご苦勞をされております。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 10番、斎藤邦夫議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、私が掲げた町政の重点課題と施策並びに成果についてであります。

1点目の人口減少対策については、移住・定住推進のため人員を配置し、相談窓口、体験ツアー企画、定住ガイドブック作成、フェアへの参加、民間との連携によるお試し住宅の整備などを進めるとともに、移住者への支援策を拡充してまいりました。また、安心して子どもを産み育てやすい環境整備に向け、現在3歳以上児は保育料無料化となりましたが、国に先んじて保育所年長・年中児まで保育料の無料化を進めるとともに、学校給食費の軽減も併せて実施いたしました。さらに、入居に際して所得要件の緩やかな町営住宅確保のため、町営住宅の建設、民間活力を活かした借上住宅の公募、公営住宅法適用の住宅の用途変更を含め22戸を整備するとともに、空き家改修事業補助金を拡充し、定住のための住宅対策も推進してまいりました。結果として令和元年中の社会動態が7人増加し、人口減少の抑制につながりつつあるところであります。

2点目の産業振興対策につきましては、農林水産業では高齢化と人口減少等により、担い手不足が大きな課題となっており、特に農業従事者の確保に努めてまいりました。新規就農者はこれまでの4年間で7農家が南郷トマト及び花卉、稲作を中心に就農されております。また認定農業者は37名となっており、農業法人は9団体組織され雇用の創出が図られております。今後更なる担い手確保のため、効率的な農地利用、農業経営により所得向上を図るための人・農地プランの策定を推進し、農地の集積・集約化を進めてまいります。また、今年度新規採択となりました県営中山間総合整備事業の計画策定を進め、農地、農村整備の推進を図るとともに、梁取及び只見地区を対象に新たな手法による県営ほ場整備事業を推進し、

これからの時代に合った農業経営環境を整備してまいります。商工業振興については、販売額面8,000万円のプレミアム商品券発行に対して4年間継続して支援し、町内の消費喚起を促すとともに地域経済活性化を図ってまいりました。

3点目の地域づくりについては、地域活力が減退しつつある自治区に対し、各集落によって抱えている課題が相違することに鑑み、一律10万円の集落運営支援交付金の見直しを図り、世帯数により20万円から50万円に交付額を引上げ、集落それぞれの創意工夫で課題解決が図られるよう支援の拡充をいたしました。併せて、地域づくり交付金において、集落や各団体等が発意した地域づくり事業について、使途に大きな制限を設けない支援制度といたしました。また、高齢者の豊富な知識や経験を生かした地域づくりを進めていくため、シルバー人材センター発足に向け、町が直接関わり、長年の懸案だった設立が成されましたので、センターを通じて、今後生涯現役として多様な形での社会参加を期待しているところがあります。

次に、高齢者が安心して生活できる環境づくりについてであります。項目ごとにお答えをいたします。

まず、高齢者のための集合住宅や居住棟の建設の必要性についてであります。ご質問のとおり、高齢者の生活では冬期間の雪対策が大きな課題となっており、除雪支援保険制度により除雪体制の整備を行うとともに、冬期間の生活の場としてあさひヶ丘に居住棟を設置しているところです。居住棟については9部屋あり、近年は7部屋から9部屋の利用となっていることから需要を満たしている状況にありますが、今後の利用希望の状況によっては増設の検討もしていかなければならないと考えております。居住棟については冬期間の利用者が通常であり、春から秋にかけては自宅で過ごされておりますので、集合住宅の必要性については居住棟の利用状況により、今後検討してまいりたいと考えます。

次に、配食サービスの利用状況についてであります。昨年度の利用者は31名で月2回、年間で247食の実績となっております。年々、利用者が減少してきておりますが、その原因としては、ホームヘルパーや小規模多機能型等の介護サービスの利用が多くなっているとともに制度の周知不足があるものと考えております。ご質問にあるとおり、食材の購入に苦労されている面もあり、配食サービスにより負担軽減を図ることができることから、今後、サービスの提供が重要になってくるものと認識しております。平成30年度から社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が地域で安心して生活していくための課

題である交通対策や除雪、居住に関する対策について検討する生活支援体制整備協議体を設置しております。この協議体の中で地域課題や実態を把握して地域のニーズを関係者で共有し、コーディネーターと協力しながら必要なサービスを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） それでは再質問をさせていただきます。

まず1番の重点課題と施策等についてでございますけれども、人口減少、産業振興、地域づくりの重点課題に対しまして、諸々の施策を述べられております。課題解決に繋がったかどうか、成果を主に重点的に尋ねたわけでございます。私が申し上げるのは、いわゆる米作りをするときに、いつ、こういう肥料を撒いた。窒素、リン酸カリ、それぞれ撒いた。いつ、消毒をしたと。そういう対策を、施策を講じられた、まではいいんですけれども、その結果、どういった実りになったのか。成果があったのか。効果があったのか。あるいはなかったのか。そういったものをひとつあの、説明いただければよかったのかなというふうに考えるわけでございます。人口減少対策について、言うならば、移住定住対策等によって、直接的ないろいろな施策が述べられております。社会動態で何人の増加をみたと。人口減少の抑制につながったという評価でありますけれども、全体を見ていないというふうに感じるわけでございます。人口減少によって地域に及ぼす影響。どういう影響があるのか。その課題がたくさんあるわけでございますけれども、その中のどういうものに成果があったのか。効果があったのか。あるいは十分でなかったのか。そういったものをひとつお聞かせいただきたいなと、そのように思っておるわけでございます。まあ、出し惜しみをしないで、ひとつ、ご教授願いたいなと、そのように思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 歴代の町長もそうでありましたが、只見町、最高で1万2・3千の人口の時代から、今は5千、4千と減って行って、人口ビジョンの中では3千人という中でございます。ここ数年、やはりあの、人口減少が80から100という形で年々減っているところであります。非常にあの、人口減少対策については、なかなか歯止めがかからないというのが非常に厳しい中でありまして。これは事実、そのような結果になっておりますので、私もここは重要視していく必要があると思っております。ただあの、中を分析した場合、転入・転出

の差と、出生・死亡のところで、只見町の場合、非常に高齢化率の関係もありますが、死亡が多いということで、転入・転出の中では緩やかな形で転入者が増えてきているところはございます。南会津の中でも只見町はその点は高い数字になっているということはあるんですが、残念ながら高齢化率の関係で亡くなられる方が非常に多いということが現実に見られます。そういった中で、人口減少対策についてはなかなか歯止めがかからないという中でも、やはり、20代から40代までの若い世代のU・Iターンを進めていく必要があるということで、いろんな形で移住定住等進めてまいりました。そういったことについて、ただ結果が伴う・伴わないということについては残念ではありますが、これを継続しながら、そして新たな策も加えながら、今後もやっていく必要があるというふうに思っております。で、産業の振興につきましても、去年は非常に誘致企業等も大きく伸びておりますが、今年度、コロナという大きな社会変化の中で、非常に厳しい環境の中にあるということで、今まで進んできた中で非常に産業振興、経済体制についても厳しさはあるというふうに理解をしておりますので、これにつきましても早急に議会と一緒に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。そういった形で非常に厳しさはあります。ただ、漫然とするわけにはいきませんので、この課題解決に対して今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと併せまして、私が町長に就任以来ですが、災害が二つございました。そういった災害対策と、自然に対する対策。それとコロナのような、コロナも自然と言えば自然かもしれませんが、そういった大きな地球上の変化の中での対応の中でどのようにして只見町が生きていくかということは、今後、真剣に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。その点について、議員の皆様方のご協力も、ご支援もお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 総括的なお話をいただきましたけれども、人口減少によって、現在、只見町はどんな部門に、部門と申しましょうか、部署に、その部署というのも若干違うかもしれませんが、課題が残っているのか。問題があるのか。特にその、これだというところがあれば、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 人口減少で非常にあの、謙虚に表れているといいますか、そういった

点では地域づくりの分野が大きいかなというふうに私は考えております。昔は結という形がしっかりと定着されている中で、どうしても人口減少に伴い、その地域を引っ張っていく方といいますか、そういった方が非常に少なくなっていくということと、社会情勢の中で若者たちの認識が、従来の地域を守るという前に個人主義のほうに、尚、考え方が非常に生まれてきているのではないかなというふうに感じます。そして、少子化がこれほど地域を衰退させる分が大きく出てきているというのは、非常に将来においても不安材料になっておりますので、ここをいかにして、こういったところを行政として支えていくことができるかということについては議論を重ねながら、そして、地域の集落との協力を合わせて、どのようにもっていったらいいかということはいくらも考えて、その集落が従来やってきたことを行政がどこまで手伝っていけるか。そういったことも含めながら検討していく必要があるというふうに思っておりますが、人口減少によっての大きな変化については、やはり地域、集落の中での地域づくり等について大きな課題を残しているというふうに私は理解をしております。

○議長（大塚純一郎君） 齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） まったく、私も町長の認識と大差がないわけですが、やはり人口減少によって、人材の、なんていいますか、がなくなる、少なくなる、弱くなる、不足するという。それに伴って集落の、なんていいますか、機能が衰退していくというのが只見町にとって大きな課題であり、問題であるというふうに考えるわけですが、まあ、限界集落などよく言われておりますけれども、只見町の実態がどうなっているか。その点についてひとつお聞かせ願いたいと思います。限界集落がどのくらいあるのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 誰が答弁されますか。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 大変申し訳ございません。ただ今、この場所で、ちょっと、限界集落、何集落あるかということ、ちょっと、お答えできません。大変申し訳ございません。

○議長（大塚純一郎君） 齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） それでは私のほうから申し上げたいと思いますが、いわゆる限界集落の定義に基づいて、集落の数は10集落であります。そして、小集落であって、集落の機

能を果たしていないと思われる集落を含めると11集落ということになります。ただあの、そのほか、準限界集落。この定義も勿論、担当者であればわかりだと思えますけれども、この集落が14集落ございます。結局あの、なんていいますか、10年後に限界集落に達していない集落が1集落しか実はないわけです。その準限界集落は、いわゆる14集落プラス2でございます。まあ、そんなことを計算していきますと、10年後には只見町で普通集落と言いましょか、統計的に計算できる集落はたった1集落しか残らないわけです。そういう本当に厳しい状況をつかんだうえで地域づくりについて取り組んでいかなければならないと、そのように私は考えるわけです。ちょっとその辺はやっぱ現状分析が足りないのではないかなというふうに考えますけれども、その点について町長の考えをお聞きします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） たしかにあの、限界集落的な現状分析について、認識をできていなかったということにつきましては深く反省をさせていただきます。こういったことも今後は踏まえながら、行政として地域づくり等に対処してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） こんなことはまあ、とやかく言うつもりはございませんけれども、この人口減少対策の中で、人口ビジョンですか、只見町の人口ビジョン、一通り見させていただきましたけれども、いわゆるマニュアルに合わせた形の計画だなというふうを感じるわけです。只見町の、いわゆる社会変動と申しましょか、例えば289が開通する。本当にその、何十年に一度の大きな変革が訪れるわけであります。そういった社会環境を考える場合には、人口減少対策というものが、まったく今の時点の対策でなくて、将来に向けての対策。いわゆる、簡単に言えば交流人口でありますけれども、定住人口だけではなくて、そういった交流人口。そういったものを踏まえた対策、将来を見越した対策というものが必要であると、そのように考えるわけでありますけれども、その辺の認識についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） たしかにおっしゃられるとおりでございます。そういった中で交流人口、それと現住人口の中で、交流人口につきましては289号の、JR只見線のことを踏まえながら、道の駅とか、交流施設等の整備計画等を視野に入れているところでありますが、

現在、非常に厳しく思っているのが、やはり定住人口のところでもあります。そういったところも基本としながら、これからも整備計画等について、それから地域の住民の方が安全安心してこの地域で過ごしていただける形の環境づくりについて計画作りに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） まあ、まったくそのとおりでありますけれども、いわゆる交流人口、八十里越えが開通すれば、車が50万台入ってくると、通行するという計算からしますと、交流人口はどのくらいに想定したらいいのか。只見町にどれだけの人を滞留させ、泊まっていたくというような対策を講じたらいいのか。3年後であるわけですよ。そういったものを当局においては当然、検討されていると、そのように考えますけれども、その点について町長の考え方をちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 交流人口に対応するために、従来も宿泊施設等の改修等について、一定の額の補助を出したり、宿泊の増を増やす努力をしてまいりました。ただ、なかなか、そういった中でも後継者不足の中で非常に減ってきているということは現実的にあります。そういった中で公の施設である交流施設等、そういったところの整備を進める中で、やはりこの地域で交流人口が留まっていたく形の数字をまだ具体的に出せる段階ではありませんが、一施設でも多く、そういったところの受け入れ施設ができるよう、対応していきたいというふうに思っております。宿泊については、なんとか、後継者対策、そういったところが非常に重要になりますので、その点についても視点を見出しながら、充分に対応していければというふうに考えておりますが、ストロー現象だけはなんとかなくすよう、物販販売所とか、いろんな関連施設等のことを検討しながら、充分に対応していければというふうに現在は考えております。

○議長（大塚純一郎君） 齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） いわゆる、そういったことを具体的に考えていただきたいわけですよ。定住人口が例えば3,500であるならば、交流人口、宿泊される、ただ観光客がこれ30万を目標にして人口ビジョンございますけれども、しからば只見町に泊まっていたく人を一日あたり500人にするのか、200人にするのか、100人にするのか。これによって、この地域のそういった観光関連のサービス産業というものは違ってくるわけです。で

すから、行政が結局、こういった疲弊した地域においては行政が指導的な力を発揮いたしまして、そして、そういったその対策を講じていくということが必要のわけでありまして。例えば、宿泊500人の人が只見に泊まるということになりますと、それが毎日ということになりますとダブりますから、1,000人の人口が増えると同じことになるわけです。連泊の場合は違いますけれども、そういった計算ができるわけですから、その宿泊人口を増やしていくということも、非常にこの地域の産業振興のためには大きなインパクトがあるんだということ等を是非理解していただきたいと、このように思うわけでございます。ただ単に、何々に補助を出したということではなくて、具体的に何人の人を収容するために、どういうものを造るとか、やっぱりしっかりしたそうした目標数値を定めてやっていただきたいわけでありまして。先ほど産業振興の話ございましたけれども、いわゆる地域内の産業の、いわゆる生産高、20億にするのか。25億を目標にするのか。そういったものを具体的に、稲作ではいくら、トマトではいくら、何々ではいくらと、そういった所得推計あるわけですが、そういった地域の生産額を伸ばしていくという目標をちゃんと立てて、そして政策を展開していただければ、ただ毎年予算を使って、何々をやったというだけに終わってしまうわけですので、そういった目標を是非つくっていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

第六次振興計画を作る時にも、そういった話を申し上げてきました。第七次も同じですが。私も過去5回の振興計画を担当してまいりまして、そう輕輕と、そういう話をできる立場にはないわけでありまして、やはり、数値目標というものがございませんと、その計画の実行性が上がってまいりません。これが会社等であれば、そういった目標があり、実績が数字として出てきますので、非常に大事になるわけでございます。ともすると、行政の場合ですと、そういうものが蔑になってしまいますので、どうかその辺の数字目標を立てて、行政のほうも、ものによっては考えていただきたいなと、そのように思います。この点について町長の見解をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 現在の進め方の中の視点の中で、非常に良い指摘をいただきまして誠にありがとうございます。今後もこういったことは充分注意しながら、それと、現在、コロナの関係があります。そういった中で新たな形で指標を、数値目標ですね、指標を検討しながら、そういったことを立てながら、今後の振興計画等、それから各種の計画に取り入れていかせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

ございました。

○議長（大塚純一郎君） 齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） それからあの、先ほど町長が、集落に非常にその、機能が薄れてしまったと、弱まってしまったというお話ございましたけれども、先ほど具体的に申し上げましたように限界集落が10集落、そういった半分近い集落が集落の機能を果たせなくなっているというのが現実なんです。しかも統計的に限界集落に達していないといっても、49パーセント、1パーセントか2パーセントで限界集落に、統計的にはなってしまうという集落がほとんどのわけでありますので、集落対策については相当しっかりした支援と申しませうか、そういったものを考えていただきませんか集落は成り立っていきませんので、その辺の自覚もひとつしっかりと持っていただきたいなというふうに考えるわけでございます。

それでは、その重点課題についてはそのくらいにいたしまして、高齢者が安心して生活できる環境づくりということでございますが、集合住宅の必要性については居住棟の利用状況を見ながら検討してまいりたいという回答をいただいておりますけれども、これもやっぱりその、集落の実態をもう少し検討していただきたいと。これはどういうことかと申しますと、いわゆるその、只見町で65歳以上の単身老人世帯あるいは高齢者の二人あるいは三人の世帯、そういった世帯の数が年々増えてきているわけでございます。この点について、保健福祉課長、担当課長としてどのような数字になっているか、ひとつ教えていただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 65歳以上の単身世帯でございますが、只見町で現在、5月末の数字になりますが、493世帯。65歳以上のみの世帯で322世帯というふうになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 今、保健福祉課長が言われたように、トータルして814・5世帯あるわけでございます。これが平成29年ですか、私の調べた時点から比較いたしますと60世帯くらい増えているわけです。今、課長が言われた世帯数から60くらい少なかったわけです。このくらい年々増えているという状況にあるわけです。それも限界集落である末端集落からそういった世帯数が増えてきているという状況にあるわけでございます。

そしてまた、居住棟の利用でありますけれども、昔、居住棟を造った、いわゆる平成8・

9年当時、今から24・5年前の話になりますけれども、その当時はそういうものがあれば、そういった世帯にお役に立つかな、というようなくらいの考え方で試験的に造ったわけでありましてけれども、今そこに入所される方は、通年で置いていただければ助かるなど、非常にその、歳を取りますと医者に掛かる、いろいろな面において心配事がいっぱいあるわけでありましてけれども、夏になると、先ほどの説明ですと自宅に帰って自宅で生活をする。これは人によっては自宅で生活することも良いと思いますけれども、通年で置いていただきたいなという方も私は何人か聞いております。でありますから、先々、こういった高齢世帯、単身世帯が増えてくるという状況を鑑みて、そういった対策も検討していく必要があるのではないかと。いくつかの例は私も知っておりますけれども、群馬県の上野村ですか、あそこではいわゆる中心集落に集落移転をしております。これはあの、決して私はあの、集落移転が良いとは思っていませんけれども、人の命と、そういった生活を守る、安心して生活できる環境をつくるということになりますと、そういったものも考えていかなければならないというふうに考えるわけです。これはまあ、検討の段階ですから、それを進めるということではなくて、あくまでも安心して生活できる環境をつくるという視点で物を申しておりますけれども、居住棟の利用状況を見て集合住宅の云々を考えたいという答弁書でありましたから、一言申し上げたわけでありまして。町長の考えをお聞きします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） たしかに、現在、只見町も2025年問題とか、いろんな形で今後の高齢者対策については実施していく必要があるというふうに思っております。そういった中で居住棟につきましては、現在、施設のところ、当初は一時、増設の議論もございました。計画上はそうなっておりますが、ただ現在は患者のためのへの着地点になっておりますので、非常に今、そこへ増設というのは厳しい状況になっております。ただあの、新たな、併設するとしても別の方向とか、という形で検討することは可能だとは思いますが、その点は踏まえていきたいと思っております。

それと、たしかにあの、今後、益々こういったことは増えていきます。それで、先ほど言われましたスマートシティといいますか、集落移転的な議論も将来は出てくる可能性はあるかもしれませんが、中心に人を集めていけば、行政経費はたしかに安くなります。そういったところは政策的なところで進めることも、いずれその時代はくるかもしれませんが、今はなんとか、現在住んでいただいている家の中で、健康で過ごしていただくことが第一という

ふうには考えております。それであっても、いずれ生活設計は変えていく必要があると思っておりますので、現在、只見町の中にある福祉施設、それから民間の小規模多機能施設等の利用状況も踏まえながら、そういった居住棟的なところにつきましては充分検討していく必要があるというふうに考えておりますので、今後ともいろんな形でご意見等いただきましたらば、ありがたく思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 是非、いろいろな形で、決して集落移転が良いということではなくて、現在の集落をなんとか活性化して、そこに生活できるような環境をつくるのが第一義的なものであるということは申し上げるまでもないというふうに私は思っておりますけれども、集合住宅や居住棟についても、やはり、なんといっても命が大事でございますので、やはり歳とった方が安心して生活できるような環境をひとつ、きめ細かに考えていただきたいなというふうに考えます。

次に、同じ内容のような形でありますけれども、配食サービスということではありますが、若干あの、町長の考え方は私の言ってること、ちょっと理解されてないようですので申し上げますけれども、私の言う、通年配食サービスというのは、365日、食事を配食するということであります。これは今から40年ほど前に、静岡県の豊岡村というところの給食センターの考え方を、当時、視察研修して、将来、只見に、高齢者社会になったら、そういった時代がくるのかなと思ってましたが、それどころでない高齢化が只見町の場合、進んでおります。こういったところ、どこかないものかなと思っておりましてところ、5・6年前に、先ほど申しました上野村、そこに行きましたらば、その365日配食サービスをしておるといふ給食センターを見させていただいてきました。お年寄りですから、4・500円の弁当。立派な、こういった箱に入った弁当でありましたが、今の議長も私と一緒に見ました。その弁当の中の中身までは見ませんでしたけれども、その弁当一つあると、お年寄りの方は3食、十分に間に合うということでありました。1年間に12回や24回、弁当を配ってもらったって、それはあの、高齢者の世帯にとって、御馳走は御馳走ですけども、そういうことではなくて、無料ではなくて、有料で、それはあの、いろいろな制度を取り入れれば、個人の負担、そういった世帯の負担を、そう多くなくしてできるはずですので、そういったものも検討していただきたいなというふうに考えるわけです。今すぐ、どうのこうのではなくて、例えば、老人世帯の見回りだとか、そういったいろいろな制度を、配食サービスをする人た

ちに依頼をいたしまして、そういった報酬の中から、そういった経費を出していくというような方法で、いわゆる老人福祉、そういった視点での経費を使えば、前に私、試算したことあるんですけれども、年間1,000万もあれば、4・500世帯の老人世帯をカバーすることができるという試算でありました。これはまあ、今から20年ほど前に、私が議員になったばかりに提案しましたけれども、その時もまあ、この回答と同じように、なんとか月1回の配食を2回にしたいという答弁をいただいて、今現在2回になっているわけですが、2回ではなくて、365日、配食できるような、そういった考え方で、今すぐということではなくて、その必要性があるかどうかも含めて検討をお願いしたいなど、そのように思っております。町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 配食サービスにつきましては、従来、食改等、いろんな協力を得ながら運営をしてまいりましたが、なかなか厳しい中で、現在、業者のほうにお願いをしながら、それをボランティアの方に配食してもらうというやり方で今取り組んでおります。そういった中で、ただ、本当に、そんなまま続けて良いのかどうか。それと、通常の弁当といいますか、やり方によって、たぶん、食器をきちんとした中で改修しながら温かいご飯を食べていただくという制度のところがあるというふうに私も聞いてはおりました。そういったところについて、もう少し勉強させていただいて、どういう形が良いのか。どうしても飽きられても困りますし、食ですので、そこはあの、我がまま出やすいところもあると思います。そういったところをいかにあの、お年寄りの方が楽しんでいただいて食べていただくような形も考えていく必要もありますので、総体的にその点は検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 今、町長がおっしゃったように、検討させていただきたいということでございますが、いずれこの高齢化社会というのは只見の場合、どんどん進んでいく。只見ばかりじゃなくて、日本の国全体が進んでいくわけでありますので、健常者である我々が考えていることとは違った、やはり不安とか、そういったものが、一人世帯あるいは高齢者世帯においてはあるわけでございますので、そういった視点でひとつ充分にご検討いただきまして、まあ、採用するか・しないか、実施できるかどうかということは検討した結果になるわけでありますけれども、全て今日の私の質問した人口対策についても、地域づくりにつ

いても、もう少しやっぱり具体的に、その政策を吟味していただくと。そういうことが必要ではないかなというふうに感じるわけでございます。どうか当局におかれましては、そういう視点で、我々に十分にその、政策を披露していただけるような、そういった意欲のある政策展開をお願いしたいなど、そのように希望を申し上げまして私の一般質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） 最後に、菅家町長、お願いいたします。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 政策の進め方について、いろいろとご指摘をいただきまして、ありがとうございました。今後とも努力してまいりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○10番（齋藤邦夫君） どうもありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、10番、齋藤邦夫君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

ここで、暫時、休憩いたします。

再開は、3時40分から再開いたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時39分

○議長（大塚純一郎君） それでは、会議を再開します。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第65号の上程、説明、質疑、動議、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、議案第65号 只見町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 説明をさせていただく前に、説明の資料の配付を許可いただきました

と思いますが、先日いただいた文書によりまして、議案第65号、そして67・68号、3議案の説明資料を配付させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） はい。資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは、議案第65号 只見町税条例の一部を改正する条例をご説明させていただきます。

まずあの、この条例につきましては、新型コロナウイルス対策に係る法令等の改正に伴ったものでありまして、令和2年の4月30日の公布、同日施行されました地方税法等の改正に基づきました条例の改正であります。

尚ですね、この改正につきましては、あくまでも上部法令の改正、主に地方税法等ではありますが、に伴った改正でありまして、基本的な内容につきましては上部法令の中で既に改正されておりまして、関係法令との整合性を図るうえで、条ずれ、項ずれの改正が主となりますのでご承知おきいただきたいと思います。

それでは、主な改正内容をお配りしました法律の概要に基づき説明させていただきまして、その後新旧対照表によりまして条文の改正の説明をさせていただきます。

主な改正につきましては、資料のとおりでありまして、一つ目の徴収の猶予制度の特例からその他ということで4項目ございます。

一つ目の徴収の猶予制度の特例であります。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして令和2年2月以降の収入に相当の減収があり、この相当の減収というものは、前年度と比べまして概ね20パーセント以上減少しているということの証明が必要でありまして、給与明細等でも可能であります。その証明があった場合に納税することが困難である事業者に対しまして、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収を猶予できる特例を設けるものであります。

2点目としまして、固定資産税であります。これにつきましては2点ございまして、小沼議員の一般質問の中でもございましたが、固定資産税の減免並びに生産性革命の特例の拡充ということで、中小事業者の償却資産並びに事業用家屋に係る固定資産税の減免についてであります。これは厳しい経営環境にあるということで、令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上。これが前年の同期と比べて30パーセント以上50パーセント未満減

少している者ということで、課税標準が2分の1、半額になる。で、50パーセント以上減少している者につきましては課税標準がゼロとなるものであります。これにつきましては令和3年度の課税分の一年間に限り、先ほども申しましたが、償却資産並びに事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額が減免になるというものであります。この対応方法としましては現在、国で示されている内容としましては、認定経営革新等支援機構と言われる機関。これは只見町でいうと商工会が該当します。商工会に事業者のほうで確認依頼を行いまして、中小事業者である証明並びに事業収入の落ち込み、事業関連資産の確認の証明書を発行していただくこととなります。これによりまして令和3年の1月以降、1月31日までの間に町へ軽減申請を出していただければ減免できるといった内容であります。あと生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置であります。これにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、適用対象、これ現在までは償却資産のみでありましたが、一定の事業用家屋並びに構築物を加えるものであります。

3点目、自動車税の中で軽自動車の環境性能割であります。これにつきましては10月31日まで対象にしていたものを6ヶ月間、令和3年の3月31日まで1パーセントの軽減措置を減免すると、延長するというものであります。

4番目、その他ということで、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応ということで、これにつきましては住宅借入金の特別税額控除。これを令和16年の個人町民税まで延長するといったものであります。もう1点、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応ということで、この4点が主な改正であります。

新旧対照表のほうをご説明します。新旧対照表の1ページ目をご覧ください。これにつきましては、第1条の改定ということで、附則第10条につきましては、固定資産の軽減措置の読み替え規定ということで、附則第10条の2項につきましては、生産性向上特別措置法。先ほど説明いたしましたが、その規定する導入計画により取得した構築物について、固定資産税の特例措置を加えるもの。附則15条の2につきましては、軽自動車の環境性能割の適用期限を6月延長するものであります。1ページ目下段から2ページ目にかけての附則24条関係につきましては、徴収の猶予制度の特例の規定の整備であります。3ページ目からは第2条となりまして、令和3年1月1日の施行分であります。附則第10条につきましては

先ほど説明いたしました1ページ目の改正分についての改正読み替え規定であります。附則25条につきましては払戻請求権を放棄した者への寄附金税額の控除の特例。4ページ目、最後のページになりますが、附則26条につきましては住民税の住宅借入金控除の適用期限を令和16年度分まで延長するといったものであります。

この今回お願いします税条例の一部を改正する条例であります。通常は6月議会ですと、令和2年度の税制改正に伴う改正。これはあの、専決分以外の改正について提案をお願いするところではありますが、コロナウイルス関連の改正が最優先で、必要があるということでありましたので、この専決分以外の税制改正分につきましては、9月議会での提案とさせていただきますので、ご了承ください。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 1点お伺いしますが、固定資産税、中小事業者等減却資産、それから事業用家屋に係る固定資産税というのは、いったい全体でいくらあるのか教えていただけますか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 大変申し訳ありません。事業者分の固定資産税、いくらあるかのご質問であります。1件1件確認していく必要がありますので、現在あの、ここでいくらというお答え、大変申し訳ありませんが、できませんのでご了解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 聞いた真意というのは、例えば30パーセントから50パーセント未満が2分の1、50パーセント以上がゼロということですので、いったいまあ、いくら、収入というか、税収が減るのかということを知りたいんですけどまあ、そういったことでしたんで、わからなければそれでいいです。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

1 番、佐藤孝義君。

○1 番（佐藤孝義君） これ、1と2には、その中小事業者なんでしょうけど、これ3の場合は、これ、個人のあれまで該当するんでしょうか。そこがちょっとわからなかったものから。あくまでもこれは全部、個人、中小事業者のことでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどのご質問であります、その前の小沼議員のご質問で、
税金減るといようなお話でありましたが、これは国の財源補てんがございまして、そのようにご理解をいただきたいと思ひます。減免した分につきましては国の財源補てんがあるということをご理解いただきたいと思ひます。

それである、先ほどの資料の概要のご質問であります、1番目の徴収猶予の特例と、特例につきましても、3番目の自動車につきましても、個人。個人であります。中小事業者というのは、固定資産税。固定資産税のみであります。徴収猶予につきましても事業者等ありますので、徴収猶予につきましても個人も猶予が可能であります。それである、軽自動車税の環境性能割につきましても、県で、新車購入した時点で、昨年から県で徴収をしている税金でありまして、それを町村に支払い込むといような形でありますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

○1 番（佐藤孝義君） はい、わかりました。

○議長（大塚純一郎君） ほかに。

7 番、中野大徳君。

○7 番（中野大徳君） この中小事業者等は、職種は関係なく、全職種でよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 基本的にはそう認識しておりますが、先ほども申し上げましたが、この軽減申請の様式の中です、商工会のほうで中小事業者である証明といものが必要となつてきますので、その中小事業者の証明に該当された事業者といことをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

8 番、山岸国夫君。

○8 番（山岸国夫君） この1の2月以降の収入に相当する減収といものがありますけど、こ

れ、今あの、持続化給付金の申請がいろいろ問題があって遅れているようですが、この収入というのはどんなふうに対象になるんでしょう。いわゆる持続化給付金を申請して、それが法人としてやれば200万ですよ。個人事業主だったら100万収入、入ってきたとしますよね。その収入の扱いはこの基準との関係でどのように扱われますか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） たぶんあの、議員ご質問の件であります、課税か非課税かというようなご質問なのかなというような認識はしておりまして、持続化給付金の要綱上、どういう扱いになっているかで、たぶん、取扱いが変わってくるものと考えておりますので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 私、課税の対象かどうかというんじゃなくて、この条例の関係で質問しているんです。で、要するに、例えば、個人の事業主の場合ね、前年と比べて、200万収入減あったと。それで、しかし、持続化給付金で100万の収入ありましたといった場合に、じゃあその、収入減が100万なのか。給付金がなしの200万のままの計算となっていないのか。それはこの収入の基準をどういうふうに見るかということで質問いたしてます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどの山岸議員のお話しであります、おっしゃること、もつともだと思えます。収入として見て、これに30パーセント以上なのか、50パーセントなのかというようなお話だと思えますが、そこも含めて、先ほど申し上げましたが、商工会のほうで事業収入の落ち込みというような申請、証明書を発行していただくというようになります。その中で確認していただくというような状況になると思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

山岸国夫君。3回目。

○8番（山岸国夫君） よくわからないんですが、そうするとこれは、国でそういう方向性をきちっとね、示しているのか。今のお話聞いてると、なんか商工会の単独で、判断できるようなね、感じにも受け取れるんですが、たぶんこれ、基準があると思うんですけど、その辺はちょっと明確に示してほしいなと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 国の基準とおっしゃられましたが、現在、国の基準として先ほど申しましたが、認定経営革新等支援機関という機関。これは只見町でいうと商工会が該当するということですので、そこで申請をしていただいて、確認書を発行していただいたものに対して、町として減免もするといったような状況になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 今、山岸さん3回目だったんで、私も、理解、ちょっと、できないんですけども、その機関、商工会だつて言うんですけど、商工会に加盟されてないと、証明なんか、決算やってないとわからないでしょ。そういう事業者って、中にはあると思うんですよ。個人事業者。そういうのはどうするんですか。全然、これ、山岸さん、理解できないと思いますよ。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 大変あの、ごもっともご質問だと思います。国で示されている指針でありまして、それにつきましては、税理士・会計士も含んでいるものでありますが、町内でいうと商工会しか、この団体はないと。その中で、証明書をいただいたやつに対して、町として税を減免するといったような制度でありますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） そうであれば、そのように説明しないと、おそらく理解できない事業者さん、出てくると思いますよ。今の説明では。もうちょっと勉強して、もうちょっとわかりやすく説明しないとダメだと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） その辺を含めまして、この後、おしらせばん等で周知を図っていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

3回目、5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 3回目なんで、よく聞いて、先ほどの山岸議員のおっしゃったのは、この3ヶ月間に、減額がこれだけあった。30パーセントから50パーセント未満、50パーセントあった。それに対して持続化給付金の100万・200万もらった人は、収入とし

て課税対象となります。その金額は。ですからそれが含まれると、このパーセントが変わってくることを判断を商工会でするのかと、たぶん聞かれたと思います。そこをもう一回説明願えますか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどの小沼議員のお質しであります。税務課というか、町としましては、その入ってきた金額についての、プラスかマイナスかというか、どれだけの減額率かという判断は町ではしておりませんので、基本的にはその認定経営革新等支援機構というところで判断していただくようになるものと思います。

[不規則発言複数あり]

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 大変申し訳ありません。持続化給付金、課税対象だということとありますので、その収入としてみられるものと考えてはおります。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 今ほどのやりとりと、この文書を見て考えました。これは2月から10月までの任意の3ヶ月間というふうに書いてありますけれども、持続化給付金が入った月を除いて減収があった月、任意で3ヶ月間拾い出せば、その給付金をいただいても、それは申告する必要がないというふうにも受け取れますけれども、そういったところはいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） この基準からしますと、おっしゃるとおりだと考えております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 俺、このやりとり聞いていて、わかったんだけど、商工会というのは、その制度、手続きにおける書類を提出する機関であって、固定資産税を徴収する権利者は、これは徴収者である只見町だから、そう思われますとか、そういう曖昧な返事では、これは皆さん、誰しも奥歯さ物挟まったような話でありますから、税金ということは、滞納すれば

処分もあるわけだし、昔でいうと年貢で百叩きにもあうわけですから、これはあの、徴収権者がしっかりした態度で説明していただかないと、我々も、いわゆる有権者に対してしっかりした説明ができません。でありますから、そう思われますではなくて、そうです・そうではありません。ここをしっかりと表現されるという状況の中でもう一度伺いますが、大変重要なことは、私も確定申告をしておりますので、いわゆる持続化給付金、100万なり200万は、収入として所得でみるということ。これははっきりした話だと。もう一つは、鈴木議員が質問された、100万円の入った月を除外して出して、これで良いということになれば、制度の設計図としておかしいのではないかと、非常にその説明に曖昧さを感じてしまいますが、税制として、税の公平性として、そういうことが本当に許されるのか。もう一度はっきりした答えをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 大変あの、申し訳ありません。その中でですね、先ほど申されました、国で現在、示されている内容としまして、その課税ということでありますので、上乘せされるといったものと考えております。

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○町民生活課長（渡部高博君） そうです。そうです。その月の収入に上乘せされるという状況だと考えております。それで、先ほど2020年の2月から10月までの、任意の連続する3ヶ月の期間の事業収入が30パーセント以上か50パーセント以上の減免で対応するといったものですので、その中で動く分につきましては対応は可能だと考えております。その中で、現在、国で示されているものでありますので、その辺含めてご理解をいただきたいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 理解したいと思って、一生懸命、理解したいと思ってますが、非常にこれ、矛盾を感じてしまうのは、任意の3ヶ月間の中で100万円という、仮に持続化給付金100万円もらったとするという話を活かして話をしますと、12ヶ月のうちのある1ヶ月、100万円入ったと。しかし、それを除いて、ほかの入らない月のその分を申告をして、この制度に該当をしたわと。しかし、確定申告をする際に、これ、年間の収入なり所得でみますから、年間収入なり所得なりが100万円として変わらなければ、あるいはもらい過ぎてしまったわみたいになっちゃった時にも、それを、つまり、こういった減免措置を受けら

れるのかということになりますと、税金はその確定申告上は年間の分を計算をするわけでしょう。これはあの、任意の3ヶ月間ということで断片的に見るわけでしょう。そうすると、その制度の矛盾を非常に感じるわけですが、その辺の協議はされたかどうか、もう一度重ねてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほど酒井議員のお質しであります。これは固定資産税の減免ということでありますので、固定資産税は1月1日現在の固定資産につきまして課税されるものでありますので、その個人事業の収入の中で、この連続する任意の3ヶ月間の減収があった場合、固定資産税を、それも事業用の、事業用に関する部分につきまして、令和3年度減免するというものでありますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

○3番（酒井右一君） いやいや、理解をしますが、腑に落ちないのは、固定資産税はその減免対象で、今、固定資産税の話ですが、しかし、この制度適用にする際に、参考になる、手続き上必要なものは収入でしょう。固定資産税ではなくて。収入が落ちたか・落ちないかについて、それが落ちたということが固定資産税というものの免除に繋がるという内容ですから、1月1日現在の収入がいくらあったかということではなくて、所得、収入が、その当該年度、つまり、この場合ですと、令和2年ですか、この中での収入の増減に関わってくるわけです。100万円は。で、渡部課長が言ったのは、収入は材料ではなくて、1月1日現在に固定資産税の話だよという話ですから、それはそれでわかりますが、ただ、その基になっているのは収入が減ったか・減らないか、そこのところでありまして。で、今また、再三申し上げますが、さっき鈴木議員が言ったように、100万円、収入があった月を除いて任意の3ヶ月間を、1月1日現在に課税標準として出されるこの金額を減免するために出して良いという判断を今されたわけですか。それで、いわゆる税制上の、その公平さというのか、税逃れの部分が出てくるのではないかということについて協議されたか聞いております。3回目の質問ですから、もうしません。よろしくお願ひします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 酒井議員のご質問にお答えします。

議員のお考えも、お話を聞いていてわかりますが、あくまでも国の制度でこの制度が始められておまして、それによりまして中小事業者であること、あと事業収入が落ち込んだ事

業者に対しまして、令和3年度の固定資産税の事業分を減免するといったような内容であります。先ほども申させていただきましたが、この申請によりまして国から財源措置がございます。その辺も含めまして国の制度ということでご理解をいただきたいと考えております。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 動議。

動議の内容、お願いします。

○8番（山岸国夫君） 一時休議して、当局には、きちんとした答弁をできるようにしていただきたい。

以上です。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、暫時、休議します。

それでは、今の動議に対して、それは議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数。

よって、この動議は可決されました。

暫時、休議します。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時27分

○議長（大塚純一郎君） それでは、会議を再開します。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） お手数をおかけしまして、大変申し訳ありません。

今ほどのご質問であります。

まず1点目、持続化給付金の関係であります。これにつきましては、持続化給付金の金額につきましては、収入として事業収入には含まないということでありました。その中で、

雑収入ということで課税対象にはなるということでもありますのでご理解をいただきたいと思
います。

あと鈴木議員のほうからありました、3ヶ月ということでご説明を申し上げましたが、令
和2年2月から10月までの間における連続する3ヶ月の期間ということですのでご理解を
いただきたいと思います。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第65号 只見町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第66号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第3、議案第66号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改
正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは、議案第66号 固定資産評価審査委員会の条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

この条例改正につきましては、条例改正法における情報通信技術の利用に関する法律が改正されたことによりまして、情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律へと改められたことによりまして、同条例の改正が必要になったもので、いずれもあの、法令の改正に伴った条項ずれの改正をお願いするものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明はおわりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第66号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第67号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第4、議案第67号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、議案第67号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

先に配付をさせていただきました議案第67号資料、A4の横版一枚をご覧いただきたいと思っております。

まず改正理由でございます。今般の新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に対しまして、傷病手当を支給するための改正でございます。

国民健康保険に傷病手当ということでございますが、内容につきましては後期高齢者医療制度と同様となっております。対象者におきましては被用者ということで、給与収入者である被保険者のうちで感染症に感染した方。または発熱等の症状があり、感染が疑われる方が対象となります。濃厚接触者というだけで仕事に就くことができなかつた場合には対象外となっております。支給要件につきましては、仕事に就くことができなくなった日から起算をしまして3日を経過した日から仕事に就くことができなかつた期間で就労する予定であった日数ということになります。4日目から支給対象になるということでございます。支給額につきましては、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労した日数で割った3分の2の額に、就労する予定であった日数を掛けたものとなります。1日あたりの支給限度額につきましては3万887円となっております。適用につきましては、令和2年1月1日から、当面、9月30日までということを示されておりますが、入院が継続する場合には最長1年6ヶ月間適用になるということでございます。その下に新旧対象表ございます。今回、附則への追加の改正でございます。これまで附則、項立てになっておりましたので、今回、条立てに直させていただきます。まず第1条、第2条については見出しを追加させていただいております。第3条から傷病手当に関する改正となります。裏面をご覧いただきたいと思っておりますが、第3条につきましては対象者と支給要件。先ほど申し上げたもの内容になってございます。第2項につきましては傷病手当の支給額の算出方法になってございます。中段以降に、ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等々ございますが、これが先ほどの支給限度額、支給の上限ですね、3万887円を規定する部分となります。第3項については支給期間について1年6ヶ月を超えないものといったことで記載をさせていただいております。第4条につきましては、傷病手当金との給与との調整ということで、一部分、給与等がその休業する期間中に支払われている場合には、その分を減額するという調

整規定を設けさせていただいております。附則としましては、交付の日から施行しまして、1月1日から適用させていただくという内容でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） これ、適用期間なんですけれども、令和2年1月1日から9月30日までの間というふうに謳ってあります。しかし、この間に収束しなかった場合、国のほうですね、この期間に関しての変更は今後もあり得るのでしょうか。その辺のところの情報はつかんでいらっしゃいますか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） おっしゃるとおり収束が見えない状況でもございますので、国のほうとしましても、その適用期間については今後の感染状況を注視していくということで、変更もあり得るといって情報が流れております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 2点ほどあります。

一つは、この対象者が給料をもらっているという方で、事業主は対象外だと思うんですね。この給料ももらっている国保加入者のうち、この条例の適用になる、只見町の人数をひとつ教えていただきたい。

それから、白色申告者の、いわゆる家族の専従者。これは含まれるのか。含まれないのか。

この2点お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） まず人数でございます。4月現在で、昨年度中に給与収入のあった被保険者数については317名いらっしゃいます。

それと白色での専従者被用につきましても該当になるということでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第67号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第5、議案第68号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、議案第68号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例ご説明を申し上げます。

また資料、議案第68号資料というもの、A4一枚ご覧いただきたいと思ひます。

改正理由でございます。令和元年10月の消費税率10パーセントへの引上げに伴ひまして、所得の少ない被保険者の保険料の減額を行っております。今般、政令の改正によりまして令和2年度分の減額にかかる基準が定められたことから、介護保険料の改定を行うものでございます。改正内容としましては、第1段階から第2段階の軽減額率を定めるものでござ

います。本則におきまして、第1段階におきましては3万5,400円でございますが、令和2年度につきましては2万1,240円にするものでございます。第2段階においては5万3,100円。これを3万5,400円。第3段階におきましては5万3,100円は同じですが、4万9,560円ということで、これにつきましては基準額、第5段階の7万8000円に対してそれぞれ0.3、0.5、0.7を掛けて算出された金額となっております。尚、保険料につきましては、令和2年度分の保険料に適用させていただいて、それ以前の保険料については従前のおりということでございます。

裏面につきましては新旧対照表載せてございます。第2条の第3項についてが第1段階、第4項についてが第2段階、第5項についてが第3段階。これを示している内容でございますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第68号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。



◎延会の宣告

○議長（大塚純一郎君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

上着の着衣を求めます。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

(午後4時42分)

